

司法行政文書開示手続の手引

最高裁判所事務総局
平成29年3月21日版

はじめに

裁判所における情報公開制度は、平成13年4月に運用が開始され、今日までに様々な司法行政文書開示申出が行われてきた。近年、申出件数は増加傾向にあり、今後もその傾向は続くと考えられる。また、行政機関情報公開法の改正が見込まれるなど、裁判所の情報公開制度を取りまく環境も変わりつつある。このような状況の中、文書開示事務の円滑な遂行のためには、事務担当者の高い専門的知識と適正迅速な事務処理能力が不可欠である。これまで、「情報公開に関する運用要領」（平成17年12月）など、事務処理の参考となる資料はあったものの、開示対象文書の選別や不開示部分のマスキング例等を分かりやすくまとめたツールは乏しく、事務担当者が実際の対応場面で苦慮することは少なからずあったものと思われる。

本年4月で、裁判所における情報公開制度の運用開始から10年が経ち、事例が相当程度集まるとともに、文書開示の運用が一定程度確立した事例も見られるようになってきた。そこで、今般、事務担当者が適正迅速に文書開示事務を行うための参考事項や参考例を、この「司法行政文書開示手続の手引」に取りまとめ、発行する運びとなった。

本手引は、「総論編」と「各論編」からの二部構成となっており、「総論編」では、情報公開関連通達や運用要領ではあまり触れられていないものの、事務担当者が文書開示事務を行う際にぜひ念頭に置いていただきたい事項について、「各論編」では、比較的申出の頻度が高いと思われる事例についての具体的対応方針が示されている。

なお、本手引は、平成23年3月時点での最高裁判所事務総局における検討・運用を踏まえたものであり、今後、行政機関情報公開法の改正や行政府省の取扱いの変更、事例の集積等により、考え方や対応方針が変更され得るものであるため、今後、定期的な見直しを図ることが予定されている。

本手引が、裁判所における司法行政文書開示事務の理解を深める一助となれば幸いである。

平成23年3月

平成23年度改訂にあたって

第177回国会に提出された行政機関情報公開法改正法案には、開示・不開示の決定は、原則として開示請求があった日から、行政機関の休日を除き14日以内にしなければならないこと、及び、開示請求者は、行政機関が法定の期間内に開示・不開示の決定をしないときは、請求対象文書について不開示決定があったものとみなすことができる旨の内容が盛り込まれている。

裁判所の情報公開制度は通達に基づくものであるが、同改正法案の趣旨を踏まえ、司

法行政文書開示の事務処理にかかる期間のさらなる短縮を図るべく、時間を要していると考えられる開示対象文書の検討の段階で生じた疑義を速やかに解決したうえで不開示部分を検討するなど、事案に応じて事務処理の方法を工夫していただければ幸いである。

なお、開示対象文書の選別や不開示部分の検討に疑義が生じたような場合には、情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース（<http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp>）を利用するすることが有用である。

おって、今回の改訂の内容は以下のとおりである。

第一部総論編

- 【8 特定不十分による不開示】（加筆）
- 【12 苦情の申出について】（新設）
- 【13 裁判所の司法行政文書開示手続と行政不服審査制度、取消訴訟の関係】（項目番号の変更のみ）

第二部各論編

- 【1 留意事項】（加筆）
- 【12 職員配置表】（加筆）
- 【18 請求書、契約書】（加筆）
- 【19 入札経過調書、開札経過調書（物品・役務調達）】（加筆・訂正）
- （別紙14）職員配置表（加筆）
- （別紙22）開札経過調書（差替え）
- 別表1ないし3（加筆・訂正）

平成24年3月

平成24年度改訂に当たって

第177回国会に提出された行政機関情報公開法改正法案は、成立せずに廃案となつたが、司法行政文書開示の事務処理にかかる期間の短縮を図ることが今後も重要であることに何ら変わることはない。よって、本手引を参照してこれまでどおり迅速な事務処理に努めていただければ幸いである。

なお、今回の改訂の主な内容は以下のとおりである。

第一部総論編

- 【1 司法行政文書と裁判関連文書】（加筆）
- 【3 開示対象文書の単位】（訂正）
- 【7 開示通知書中の「開示しないこととした部分とその理由」、及び不開示通知書中の「開示しないこととした理由」の記載例】（加筆）

第二部各論編

- 【14 出勤簿】(新規)
- 【21 営繕工事における予定価格の積算資料】(新規)
- (別紙17)出勤簿(新規)
- 別表1ないし3(加筆・訂正)

平成25年3月

平成25年度改訂に当たって

本手引の発出から約3年が経過し、各庁における事務処理に当たっては本手引を参照しながら順調に運用されているものと思われるが、今年度も最近の事例等を考慮し、若干の改訂を行ったので参考にしていただきたい。

ところで、本手引の各論編は、比較的申出の頻度が高いと思われる事例についての具体的対応方針を検討する際に参考としていただくものであって、あらゆる事例を網羅することを目的とするものではなく、これまで既に相当数の事例が掲載されていることを踏まえると、今後さらに多数の事例を追加していくことは現実的ではない。そこで、各庁においては、これらを参考としてマスキングポリシーについての考え方の理解を深めるなどしていただき、各論編に掲載されていない文書が開示対象文書となる場合にも適切に対応していただきたい。

また、初めて情報公開事務に携わる職員等を対象として、情報公開事務の処理に必要な基本的事項をまとめた文書を作成し、これを本手引の末尾に添付することとしたので、執務の参考にしていただければ幸いである。

平成26年4月

平成28年度改訂に当たって

平成28年4月で裁判所における情報公開制度の運用開始から15年が経ち、司法行政文書開示手続の運用が一定程度確立したところではあるが、一方で時代の変遷とともに不開示情報該当性に疑惑が生じる事例が多数見られるようになってきた。また、平成27年7月1日から情報公開・個人情報保護審査委員会が最高裁判所に設置されるなど裁判所の情報公開制度自体も変化し、情報公開事務についても、これまで以上に第三者の納得が得られる程度に合理的な説明ができるよう情報公開事務に携わる職員等それぞれが適切に対応することが求められている。

そこで、今般、これまで手引に記載されていた内容について全面的に見直しを行うこととし、行政機関情報公開法の基本的な考え方について立ち返りつつ、行政手続の取扱いや情

報公開・個人情報保護審査委員会の答申を踏まえ、情報公開事務を処理するに当たって検討すべき点を改めて整理し直したので、各庁においても本手引を執務の参考としていただきたい。

なお、情報公開・個人情報保護審査委員会の答申は、裁判所ウェブサイト(http://www.courts.go.jp/saikosai/iinkai/jyouhoukoukai_kojinjyouhou/index.html)で公表されているので、利用していただきたい。

平成29年3月

目 次

第一部 総論編

1 司法行政文書	1
2 法2条2項1号に相当する文書について	3
3 開示対象文書の特定	4
4 開示対象文書の時的基準	6
5 開示対象文書の単位	8
(1) 申出文書が冊子に掲載されている場合	
(2) バインダー形式等の帳簿が対象となる場合	
(3) データベースに格納されている電磁的記録が対象となる場合	
6 法5条1号の不開示情報について	10
(1) 5条1号本文	
(2) 5条1号ただし書	
(3) 取扱要綱記第3	
(4) 個人識別情報の検討方法	
7 法5条2号から6号までの不開示情報について	17
(1) 5条2号イ	
(2) 5条4号	
(3) 5条5号	
(4) 5条6号	
8 グローマー拒否	20
9 開示通知書中の「開示しないこととした部分とその理由」, 及び不開示通知書中の「開示しないこととした理由」の記載例	22
(1) 開示通知書中の「開示しないこととした部分とその理由」	
(2) 不開示通知書中の「開示しないこととした理由」	
10 第三者に対する意見聴取	27
(1) 意見聴取	
(2) 第三者に対する通知	
11 開示の実施等について	29
(1) 文書及び図画	
(2) 電磁的記録	
(3) 写しの交付	
12 開示に代わる情報の提供と便宜供与としての情報提供	30
13 苦情の申出について	31
14 裁判所の司法行政文書開示手続と行政不服審査制度, 取消訴訟の関係	33

第二部 各論編

1 留意事項	34
2 S S D B S, 司法統計年報	35
3 事件記録等閲覧・謄写票 (原符)	37
4 民事・行政第一審事件簿等	39
5 刑事公判請求事件簿等	43
6 捜査記録等返還書, 受領書	47
7 開廷表 (民事)	49
8 配席図・職員配置図	52
9 職員配置表	55
10 法曹会職員録	57
11 出勤簿	58
12 旅費請求書 (職員に係るもの)	60
13 旅行命令簿	63
14 支出決定決議書 (支出負担行為即支出決定決議書)	65
15 報酬請求書 (刑事事件の鑑定人・通訳人・国選弁護人・国選付添人)	67
16 請求書, 契約書	70
17 入札経過調書, 開札経過調書 (物品・役務調達)	72
18 営繕工事における予定価格の積算資料	74
19 管財事務の手引	77
20 民事調停委員名簿, 家事調停委員名簿	79
21 労働審判員名簿	82
22 裁判員候補者選定録	84
23 逮捕状請求書 (謄本を含む), 逮捕状 (不執行により返還されたものを含む), 通信傍受令状, 勾留質問調書 (求令状によるもの), 保釈請求書, 保釈求意見書, 保釈意見書, 保釈決定書	86
24 規則, 規程, 通達等	88
別紙 (1～26)	89

(参考資料) 情報公開 (司法行政文書開示) 手続に初めて携わる方へ
窓口において想定される質問事項について
司法行政文書開示手続フローチャート

略語一覧

- ・ 法、情報公開法・・・「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)
- ・ 行政機関個人情報保護法・・・「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)
- ・ 取扱要綱・・・平成27年7月1日から実施の「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」
- ・ 総長通達・・・平成27年4月6日付け最高裁秘書第671号事務総長通達「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の実施の細目について」
- ・ 審査会答申・・・総務省に設置の情報公開・個人情報保護審査会の答申
- ・ 委員会答申・・・最高裁判所に設置の情報公開・個人情報保護審査委員会の答申
- ・ 運用要領・・・平成27年7月1日最高裁事務総局秘書課編「情報公開に関する運用要領」
- ・ 規則集等データベースⅡ・・・「最高裁判所規則集等データベースⅡ」
- ・ 詳解情報公開法・・・「詳解 情報公開法」(総務省行政管理局)
- ・ 宇賀・・・宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説〔第7版〕」(有斐閣)

第一部 総論編

1 司法行政文書（取扱要綱記第1）

裁判所における文書開示手続の対象は、司法行政文書である（取扱要綱記第2）。

司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう（取扱要綱記第1）。

文書開示手続の対象となる「司法行政文書」には、事件記録のほか、裁判体が裁判を行うために作成するメモなどの内部検討文書や、裁判に密接に関連する事項について、裁判官等が申合せを行った結果を記載し、裁判所の裁判部において管理している文書（委員会答申平成27年度（情）答申第3号等）など、事件の審理・判断作用に関わる文書やその過程で作成された文書は、含まれない¹。

また、定義から明らかにように、作成ではなく取得によって司法行政文書性を有するに至ることもあり得る。事務局所属の職員が、裁判部作成に係る裁判事務に関する文書を司法行政事務処理の目的で取得した場合、当該文書は「裁判所の職員が職務上取得した司法行政事務に関する文書」と評価できることから、裁判部が当初作成した時点では裁判事務に関する文書であって、司法行政文書に含まれないものであったとしても、後に事務局所属の職員が取得した時点で司法行政文書性を有するに至り、文書開示手続の対象となることになる。

ただし、この場合でも、取扱要綱記第2ただし書の該当性について別途検討をする点は、通常の司法行政文書の開示と同様である。例えば、総務課所属の職員が、刑事部作成の刑事裁判書写しを広報目的で取得した場合には、その取得の時点で、当該裁判書写しは司法行政文書性を有するに至るが、刑事裁判書写しは、刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」に該当し、情報公開法の適用を受けないこととされているため、取扱要綱記第2の1により開示することができない（24頁総論編9(2)ウ及びキ参照）。

なお、(1)刑事裁判の内容を要約するなどして作成された判決要旨については、「訴訟に関する書類」には該当しないため、文書開示手続の対象となり得るし、(2)民事訴訟法には、刑事訴訟法53条の2のような規定はないため、事務局所属の職員が

¹ これは、憲法上、司法権の独立、裁判官の職権行使の独立が保障されているところ（憲法76条）、裁判体が、中立かつ公正な判断を行い、その職権を独立して行使するためには、事件の審理や判断の作用に影響を及ぼす可能性のある行為等をできる限り排除する必要があることから、開示の対象を司法行政文書に限定し、事件の審理・判断作用に関わる文書やその過程で作成された文書が外部に公開されないようにするが相当であるという事情に基づく。

司法行政事務処理の目的で取得した民事裁判書写しについては、司法行政文書として、文書開示手続の対象となり得ることに注意を要する。

※ 裁判部所属の職員による訴訟当事者等対応において、裁判手続としての閲覧・
謄写手続の教示をしても納得が得られない場合に、安易に文書開示手続の教示
をすると、申出に係る文書が司法行政文書に該当しないため開示できないとい
う事態が生じかねない。

このように、開示申出人に余計な期待を抱かせたにもかかわらず、結果として何ら開示申出人の利益にならない場合も考えられることから、文書開示手続の教示に及ぶ場合には、手続の存否に関する教示も含めて、全て開示手続の窓口である総務課（取扱要綱記第6）に委ね、同課において対応することが望ましい。

一方、総務課においても、(1)開示対象文書の存在が明らかでないにもかかわらず、開示申出をしようとする者に対し、開示することを前提に説明したり、
(2)文書開示手続においては、グローマー拒否（取扱要綱記第5、法8条、20
頁総論編8参照）をせざるを得ないような場合にもかかわらず、同手続の教示
をしたりする（なお、このような場合であっても、保有個人情報開示手続であ
れば、行政機関個人情報保護法45条1項に規定する刑事事件等に関する情報
を除き、開示申出をしようとする者の求める情報を開示できることもある。）な
ど、不適切な事務を行わないよう、日頃から、文書開示手続に関する基礎知識
を身に付ける必要がある。

2 法2条2項1号に相当する文書について

裁判所の情報公開の運用は、行政省における情報公開制度の趣旨を踏襲して行われているものであり、情報公開法における行政文書の定義ぶりと取扱要綱記第1における司法行政文書の定義ぶりはほぼ同一であるから、開示対象となる司法行政文書の範囲は基本的に行政文書と同様に考えて差し支えない。

「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」(法2条2項1号)は、行政文書から除外される。取扱要綱は、司法行政文書から除外される文書の類型についての明文の規定を置いていないものの、この点について行政省と取扱いを異にする実質的な理由はなく、裁判所のみが、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを司法行政文書として情報公開の対象とする趣旨ではないと解されるから、これらの書籍類については、行政文書と同様に司法行政文書から除外される。

また、市販されている書籍と同じ内容の冊子(いわゆる白表紙)については、表紙の装丁は異なるものの、内容は市販されている書籍と同一であるため、司法行政文書から除外される書籍類と同視できる。

そして、上記の趣旨を踏まえれば、例えば、「特定の事務処理の根拠が分かる文書」といった開示申出がされ、探索の結果、開示対象文書が法令のみとなる場合や法令自体の開示申出がされた場合²には、法令は、一般に公布の手続が踏まれ、官報に掲載されることにより広く周知が図られていること、また、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手できることから、司法行政文書に該当しないと考えることができ、このような開示申出に対しては、不開示対応をすることが考えられる(審査会答申平成26年度(行情)答申第74号参照)³。

² 最高裁判所規則につき、88頁各論編24【規則、規程、通達等】参照

³ このような場合に不開示対応をしつつも、法令が根拠である旨を便宜供与等の形で開示申出人に説明することも考えられる。

3 開示対象文書の特定

開示申出書が提出されたときは、申出の内容を検討し、開示対象文書を特定する必要がある。仮に開示申出書に記載された申出の内容が不明確であり、そこに記載された文言や申出に至った経緯等から合理的に解釈しても開示対象文書の特定ができない場合には、対象文書の特定のため、開示申出の内容の補正を求める必要がある。

そのため、窓口段階において、開示申出人の開示申出の内容を的確に把握する努力をすべきであり、開示申出人に対して、参考情報の提供（取扱要綱記第7の2）を行うことも考えられる。

開示申出人に対して補正を求める働きかけを適切に行ったにもかかわらず、開示申出の内容が明らかにならず、開示対象文書が特定できない場合には、最終的に、対象文書の特定が不十分であることを理由として不開示対応とすると解される。ここで、対象文書の特定が不十分である場合としては、申出がおよそ趣旨不明確な場合や対象範囲が広すぎるために文書の特定が不可能な場合（後記「(想定される開示申出の例)」参照）等が考えられる。

この場合、苦情の申出があり得ることも念頭に置き、不開示通知書中の「開示しないこととした理由」には、補正を促した経緯について一定程度詳細に記載しておくのが相当であろう（そのため、当然に補正の経緯について記録化しておくことを要する。）。

ところで、情報公開法においては、開示決定等の期限としての30日間に算入されない「補正に要した日数」（法10条1項）は、「補正を求めてから、開示請求者が補正をした開示請求書を行政機関の長に提出するまでの期間を指す。」とされており

（詳解情報公開法103頁）、また「補正を求めている間は、開示決定等を行うべき期間が進行しない」（同105頁）とされている。したがって、裁判所の保有する司法行政文書の開示についても、補正を求めたにもかかわらず開示申出人から何ら応答がない間は、いまだ「補正を求めている間」であるから、開示・不開示の判断の通知を行うべき期間は進行せず、期限は到来しないと解されるが、補正を求めた際に定めた「相当な期間」を経過した後は、速やかに、当該申出に対する不開示対応又は再度の補正を求める働きかけのいずれかの実施を検討するのが相当である。

なお、補正は上記のとおり開示対象文書を特定するために求めることが多いと考えられるが、開示対象文書の特定ができる場合でも、開示対象文書が膨大で開示までに長期の期間を要するときは、開示対象文書を絞り込むため、必要に応じて補正を求めることも考えられる。

（想定される開示申出の例）

- ・ ○○裁判所の○○課にある文書全て
- ・ ○○制度に関し作成された一切の文書

※ 補正をしたとしても、例えば、開示申出に係る文書が裁判事務に関する文書となるなど、結果として全部不開示となる場合もあるので、その後の手続を見据えて補正を求める必要がある。

4 開示対象文書の時的基準

司法行政文書の開示申出があった場合に、どの時点において保有している文書を開示対象とするかについては、取扱要綱及び総長通達上明らかではないところ、司法行政文書の定義は情報公開法の行政文書の定義にならって定められていることから、開示対象文書の時的基準を考えるに当たっては、行政文書における考え方にならうこととなる。

この点、情報公開法 2 条 2 項は、開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」を行政文書としている。これは請求時点において保有していない行政文書を開示請求に応ずるために作成する必要はないことを意味し、開示請求制度に、行政機関の保有する情報を処理・加工して国民に提供させる機能まで付与するのではなく、開示請求時点において、存在する記録があるがままの状態で開示すれば足りるという認識に基づいている（宇賀 43 頁）。

そうすると、裁判所の情報公開においても、開示対象となる司法行政文書は、原則として開示申出時点において保有している文書であり、開示申出後に作成され、又は取得された文書は、当該開示申出の対象とならない。

もっとも、情報公開制度の趣旨に鑑みれば、開示申出時点において、当該申出についての開示等の判断（決裁終了）時点までに当該申出に係る司法行政文書が作成され、又は取得されることが予定されているものについては、それを開示対象文書として扱うことができるものと考えられる。

また、「司法行政文書の開示の申出をしようとする者が司法行政文書の特定のための情報の提供を求めてきた場合は、参考となる情報を提供するよう努める」こととされている（取扱要綱記第 7 の 2）ことに鑑みれば、毎年定期に更新される司法行政文書や、近々、改定を予定している司法行政文書についても、文書の改定見込時期を開示申出人に教示して、その意向を確認することなども考えられる。そして、前記と同様に情報公開制度の趣旨から、開示申出人が改定後の文書の開示を求める場合に、当該申出についての判断までに改定される文書は、申出後に改定された文書であっても開示対象文書とすることができると考えられる。

ただし、文書の作成又は改定が相当期間先になる場合に、いたずらに通知期限の延長を繰り返すことは相当ではなく、その場合、開示申出人に作成等の見込日を伝えた上、いったん申出を取り下げるもよい、作成等の見込日以降に再度申出をするよう促したり、開示申出人が取下げをしないときには不存在による不開示通知又は改定前の文書についての開示通知を行ったりすることを検討する必要がある。

一方、MINTAS 等の裁判事務支援システムなどのデータベース内に存在する電磁的記録については、開示申出以降も情報の入力・更新がされるため、開示申出時点に存在する情報に係る電磁的記録に限って開示対象とすることに固執することは現実的ではない。この場合、開示の判断（決裁終了）時点において、決裁権者が

決裁文書上開示対象として特定した情報に係る電磁的記録を開示対象とすることでも差し支えない。

5 開示対象文書の単位（法2条2項、3条、運用要領2頁）

文書開示申出の対象は「司法行政文書」であり「司法行政情報」とはされていない。これは情報公開法における枠組みと同様、対象を「情報」とした場合には、その範囲を確定するのが困難であったり、同様の情報が様々な媒体に記録されている場合にどの情報を請求するものであるかの特定が困難となるなどの問題が想定されることがある（詳解情報公開法22頁）。

したがって、司法行政文書の一部に開示申出に係る情報が記載されていたとしても、一つの司法行政文書全体を開示対象（開示の単位）としなければならない。開示対象となる文書の単位が問題となるのは、以下のような場合である。

（1）申出文書が冊子に掲載されている場合

いわゆる白表紙（不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。）や例規集（市販されている六法等の一般的に入手可能なものを除く。）が対象となる場合がこれに当たる。

この場合、冊子全体を一つの司法行政文書とみるべきかについては、標題の付け方、編綴の仕方、内容の関連性等を総合考慮して判断するほかない。冊子全体を一つの司法行政文書とみるべき場合、申出文書の掲載部分のみを開示するには、「開示に代わる情報の提供」（取扱要綱記第10の2）の方法により行う（30頁総論編12参照）。

（2）バインダー形式等の帳簿が対象となる場合

事件簿中に特定の事件の情報が記載されている場合などがこれに当たる。

この場合も、バインダー等全体が一つの司法行政文書に当たると解する余地もあるが、該当頁が容易にバインダー等から分離でき、記載されている内容に独立性がある場合には、該当頁を一文書として開示する運用も見られるところであり、申出の内容に反するとは特段考えられないことから、許容されるものと解される。

（3）データベースに格納されている電磁的記録が対象となる場合

業務処理系システム中の記録が対象となる場合などがこれに当たる。

この場合、当該システム全体を一つの司法行政文書ととらえるべきか、複数の司法行政文書からなると解するかについては、システムに格納された情報の集合体から情報を分離・抽出して、これを司法行政目的で使用するとき⁴は、当該情報に係

⁴ 分離・抽出することができるものが開示対象となるわけではなく、飽くまで、分離・抽出したものと司法行政目的で使用することができるものが開示対象となることに留意する。例えば、「〇〇の件数がわかる文書」という開示申出があった場合、当該件数をシステム上抽出することができるときでも、当該件数が統計報告等のように司法行政目的で使用されているか、又は使用が現に予定されているようなものであれば開示対象となるが、その他の場合には、開示対象とはならない。

る電磁的記録は開示対象としての一つの文書になると考えられることから、開示申出の内容を踏まえ、個別に検討する必要がある。

6 法5条1号の不開示情報について（取扱要綱記第2の2）

裁判所における文書開示手続においても、開示の申出があった司法行政文書に、開示等の判断の時点において法5条に規定する不開示情報に相当する情報（裁判事務の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含む。）が記録されているときは不開示となる（取扱要綱記第2の2）。

司法行政文書における不開示情報の多くが法5条1号に規定する個人に関する情報のうち特定の個人を識別することができる情報（以下「個人識別情報」という。）に相当する情報であることから、以下個人識別情報の基本的な考え方について説明するとともに、併せて部分開示（取扱要綱記第3の2）についても説明する。

（1）5条1号本文

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ア 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味し、これには、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる（詳解情報公開法45頁）。また、明文規定はないものの、「個人」には生存する個人のほか、死亡した個人も含まれると解されている。

法文が、その後「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により…」としていることからも明らかに、「個人情報」とは、複数の記述が組み合わされたあるひとまとまりの情報を指すと考えられる⁶。

⁵ いわゆるモザイク・アプローチと呼ばれるもので、個々の情報のみでは個人識別性はないものの、他の情報と合わせることによって個人識別が可能になる場合は不開示となる。「他の情報」としては、国民一般が容易に入手できる情報だけでなく、何人も開示申出が可能であることから、当該個人の近親者や地域住民等が知り得る情報も含まれると解されている。個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素になることがあり、当該集団の構成員が少ない場合は、モザイク・アプローチによって個人が識別される可能性が高くなると考えられる（宇賀72頁）。

⁶ 例えば、ある特定の職員の出勤簿が開示対象文書とされた場合、当該出勤簿は全体として当該職

イ 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」（個人識別情報）の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である（詳解情報公開法46頁）。したがって、個人識別情報も、あるひとまとまりの情報ということになる。

ウ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」⁷

個人情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを不開示情報とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されると考えられる。

しかしながら、中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定したものである（詳解情報公開法48頁）。

(2) 5条1号ただし書

ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ (略)

ハ 当該個人が公務員（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ア 5条1号ただし書イ

個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、不開示情報から除くこととされている。

員の個人に関する情報とされる（審査会答申平成25年度（行情）答申第276号等参照）。また、調停委員名簿などの名簿の場合には、委員ごとに各行に記載された情報が、それぞれ一体として各委員の個人に関する情報とされる（審査会答申平成27年度（行情）答申第167号等参照）。

⁷ 5条1号後段に規定する情報は、個人に関する情報ではあるが、個人識別情報ではない。

「公にされ…ている情報」とは、現在、何人も知り得る状態におかれている情報をいう。過去に公にされた情報であっても、公にされた手段や方法によっては、時の経過により、開示等の判断の時点では、公にされているとはいえない場合があり、例えば、10年前に広く報道された情報であっても、現在は限られた少数の者しか知り得る状態にないという場合は、公にされているとはいえないこととなる。

「公にすることが予定されている情報」とは、開示等の判断の時点においては公にされていないが、将来公にすることが予定されている情報であり、これには求めがあれば何人にも提供が予定されている情報や裁判所としての説明責任の観点から公にしている情報も含まれる。

裁判所以外の行政省の公務員の氏名について、独立行政法人国立印刷局編職員録に登載されている場合は、慣行として公にされている情報として開示することとなる。また、同職員録登載の有無にかかわらず、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名については、原則として「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとされ、開示することとなる（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」⁸⁾）。

なお、裁判所では、説明責任の観点から、常勤、非常勤の区別なく職員の氏名は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たるものとして、公にすることとしている。調停官、調停委員、労働審判員等も非常勤の裁判所職員であるから、それらの者の氏名についても、原則として開示する。ただし、裁判員（補充裁判員）等のように、非常勤の裁判所職員の氏名であっても、法令の趣旨や職務内容等から原則として「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たらず不開示とするのが相当な場合もあるため、この点につき留意する必要がある⁹⁾。

⁸ 平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」の内容

各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にすることとするものとする。

なお、特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう。

①氏名を公にすることにより、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合

②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合

⁹ 裁判所職員の署名及び印影については、個人識別情報（法5条1号）としてマスキングする。

(参考) 事件番号の取扱いについて

事件番号は、当事者である個人に関する情報であるが、事件番号に公表慣行が認められるか否かは、開示対象文書中の他の情報と事件番号とを一体のものとして捉えた場合に、裁判実務上あるいは司法行政上の取扱いや運用等において、通常求めがあれば当該事件番号を提供して差し支えないといえるような場合であるかに加え、当該事件番号を開示することによって当事者等特定の者が著しい不利益を被るなどの弊害が生じる可能性がないか（開示対象文書中に事件番号とともに事件の内容等に関する機微な情報が記載されている場合は弊害が生じる可能性があることになろう。）も総合考慮して、文書ごとに個別に判断することになる。

例えば、事件簿、開廷表のように、当事者名等他の個人識別情報が併せて記録されているが、形式的な情報に限られるものの場合、当事者等の他の個人識別情報を不開示とすれば、事件番号を開示しても当事者等特定の者が著しい不利益を被ることまでは想定されないから、開示の対象となると考えられる（39頁各論編4【民事・行政第一審事件簿等】、43頁各論編5【刑事公判請求事件簿等】、49頁各論編7【開廷表】参照）。

一方、判決書、警備要請関係書類のように、事件に関する機微な情報が併せて記録されているものの場合、事件番号を開示すると当事者等特定の者が著しい不利益を被る可能性が高いといえ、当事者名等の他の個人識別部分のみならず事件番号についても不開示とするのが相当である。

イ 5条1号ただし書ハ

国の機関としての諸活動を説明する責任が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい一方で、公務員についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要がある。この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場（職）にある者がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはしないこととされている。

「職務の遂行に係る情報」（以下「職務遂行情報」という。）とは、公務員が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する（詳解情報公開法51頁）。

もっとも、当該情報が、ある職員の職務遂行情報であると同時に、他の職員の個人に関する情報に当たる場合は原則として不開示となる。例えば、健康管理記録の場合、当該健康管理に関する情報は、健康管理記録を作成した職員A

にとては、職務遂行の内容に係る情報といえるが、管理される職員Bにとては、職務遂行とは関連しないため、職員Bの個人に関する情報と評価されるから、結局、原則として不開示となる（宇賀84頁）。

なお、公務員の職務遂行情報に含まれる当該公務員の氏名については、上記ア記載のとおりである。

（3）取扱要綱記第3

- 1 開示の申出があった司法行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 開示の申出があった司法行政文書に情報公開法第5条第1号の情報に相当するもの（特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に限る。）が記録されている場合において、同号の情報に相当するもののうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に相当するものには当たらないものとみなして、1に定めるところによる。

個人識別情報については、原則としてその全体が不開示情報となるところ、当該情報に含まれる氏名等の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（個人識別部分）を除いた残りの部分（その他の部分）を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障を生じないときには、その他の部分を開示するように設けられた特例が法6条2項であるとされており、取扱要綱記第3の2も同様の定めをしている。

したがって、開示対象文書に個人識別情報が記録されている場合には、当該情報を「個人識別部分」と「その他の部分」とに区分し、「その他の部分」を公にしても、「個人識別部分」を除くことにより、個人の権利利益を害するおそれがないと認められるときは、「その他の部分」は不開示情報に該当しないものとして当該部分を開示することになる¹⁰。

¹⁰ 個人識別情報のうち個人識別部分は、取扱要綱記第3の2による部分開示によっても開示できないことになる。また、法5条1号ただし書の規定により既に個人識別部分が開示されている場合には取扱要綱記第3の2による部分開示の余地はないことになる（審査会答申平成28年度（行情）答申第143号等参照）。

(4) 個人識別情報の検討方法

以上の考え方を整理すると、個人識別情報が記録されている文書の検討の順序は、次のようになる（次頁参考参照）。

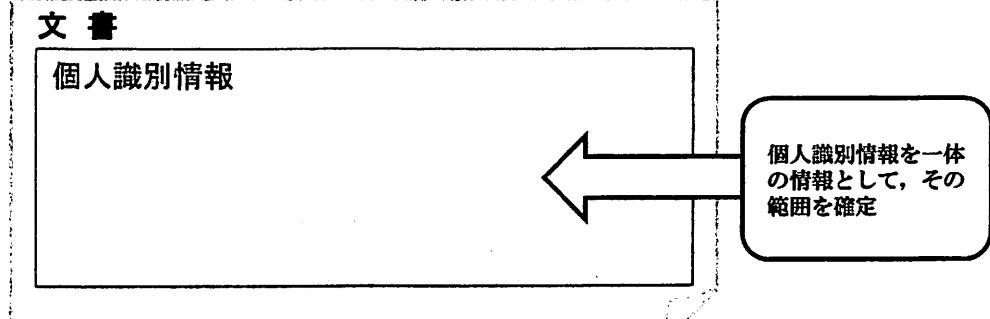
ア 個人識別情報の範囲の検討

イ 法5条1号ただし書により開示すべき部分の検討

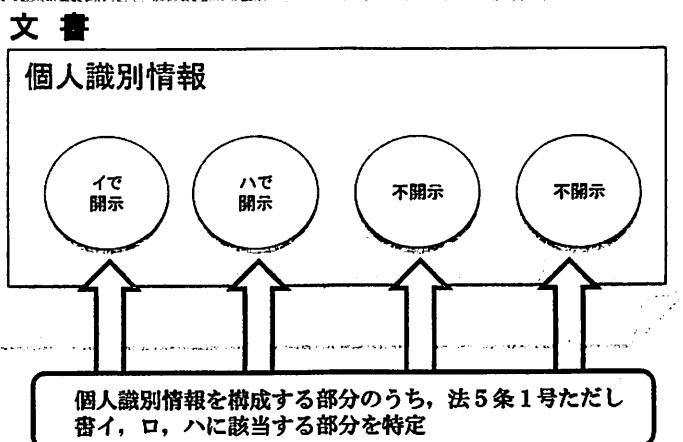
ウ 上記ア及びイによっては氏名等の個人識別部分が開示されていない場合における取扱要綱記第3の2による部分開示の可否の検討

(参考) 検討順序

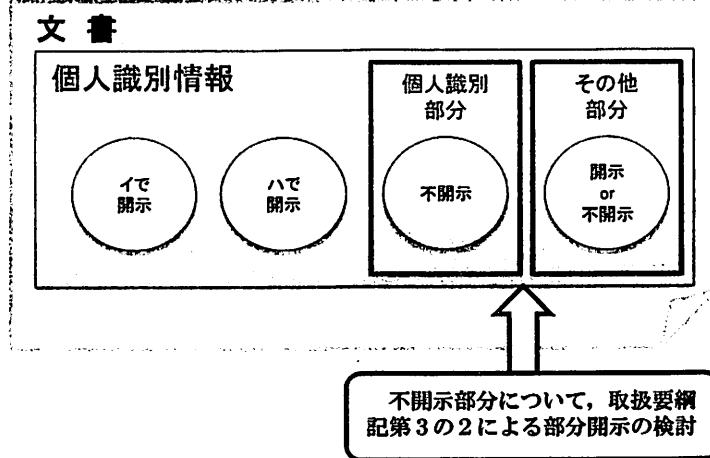
①法5条1号



②法5条1号ただし書



③取扱要綱記第3の2



7 法5条2号から6号までの不開示情報について（取扱要綱記第2の2）

法5条2号から6号までに相当する不開示情報のうち、裁判所の文書開示手続において、比較的申出の頻度が高いと考えられるものは、以下に示すとおりである。

(1) 5条2号イ【法人¹¹その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの】

- ・ 契約書中などの法人等の代表者印の印影

印影のマスキングは、印影全体を可能な限り形状に沿った形でマスキングする方法による（70頁各論編16【請求書、契約書】のマスキング例参照）。

- ・ 事件当事者である法人等の名称等

事件当事者として対象文書に記録されている法人その他の団体の名称又は事業を営む個人の氏名については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれの有無を、文書の内容、性質を踏まえ、個別に判断する。

(2) 5条4号【公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報】

- ・ 庁舎平面図、庁舎基本設計概要書等における

に係る部分及びその記載¹²

13

(3) 5条5号【国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの】

- ・ 協議会における資料に記載されている発言者氏名や発言内容等個人を特定できるような記載

氏名や発言内容等が公になることにより、協議会における率直な意見の交換に影響を与えるおそれが認められる場合には、マスキングすることが考えられる。

協議会において意思決定が行われた後では、一般的には当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、5条5号の不開示情報に該当する場合は少

¹¹ ここでいう「法人」には、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。

¹² これらの情報については、いずれも同時に5条6号（庁舎管理事務支障情報、警備事務支障情報）にも相当するとしてマスキングすることが考えられる。

¹³ 同上

なくなるものとも考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であつたり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど、審議、検討の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である（詳解情報公開法75頁）。したがって、当該協議会における情報を公にすることによって、次回の同種協議会における率直な意見の交換や意思決定の中立性に影響を与えるおそれがないかを検討する必要がある¹⁴。

(4) 5条6号【国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（裁判事務の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含む。）】¹⁵

- ・ 入札経過調書や開札経過調書中の、「予定価格」、「予定価格との差額」（ただし、予定価格等を開示するのが相当な場合がある（72頁各論編17【入札経過調書、開札経過調書（物品・役務調達）】参照。）
- ・ 庁舎平面図、庁舎基本設計概要書、配席図等における[REDACTED]その他一般の来庁者が自由に出入りできない部屋であって、当該部屋の存在を公にすることによって庁舎管理事務及び警備事務に支障を及ぼすおそれがあるもの、直通電話番号、FAX番号及び内線番号のうち、ホームページ、官報、公告書面等で対外的に公表していない番号（52頁各論編8【配席図・職員配置図】参照）
- ・ 情報システムに関する設計書、手順書、マニュアル等におけるユーザID、パスワード、IPアドレス、URL、メールアドレス、機器・ソフトウェアの名称、操作画面の画像、データベース名、ネットワーク構成図、バックアップ方法その他の当該システムの具体的な構造・仕組みに関する情報であって、これを公にすることによって裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

情報システムに関する情報であって、公にすることにより、情報システムへの不法な侵入、攻撃を容易にするおそれも認められる場合には、5条4号（公共の

¹⁴ 協議会の中には、その全部又は一部において、意思決定を行うことを目的とせず、参加者の率直な討議・意見交換を行うことを目的とする場合もある。このような類型の協議会に係る資料等の中には、率直な討議・意見交換を確保するため、協議会の終了後も不開示とすべきものがあると考えられる。

¹⁵ 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される（詳解情報公開法78頁）点に留意する。

安全等に関する情報) にも相当すると考えることができる。

- ・ 後見監督の在り方に関する参考資料に記載されている監督区分等 (委員会答申平成27年度(最情)答申第6号, 平成28年度(最情)答申第8号)
- ・ 人事異動に関し, その異動計画の対象者, 異動の内示時期等 (委員会答申平成27年度(最情)答申第5号)
公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるものに該当する (5条6号ニに相当)。

8 グローマー拒否（取扱要綱記第5、法8条、運用要領18頁）

開示の申出があった司法行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該司法行政文書の存否を明らかにしないで、開示しないことができる。

例えば、特定の個人の名前を挙げて、その病歴情報が記載された文書の開示申出があった場合、「当該文書に記載されている情報は、法5条1号の不開示情報に相当するので開示しない。」と答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになるから、結果として法5条1号の不開示情報を開示することになってしまう。そこで、このような申出に対しては、例外的に、文書の存否自体に言及しないで開示申出に対する回答を拒否することになる。また、「私が被告となっている民事事件に関して作成された司法行政文書」の開示を求められたような場合、司法行政文書開示手続ではグローマー拒否をすることとなるが、保有個人情報開示手続であれば開示申出本人に係る情報を開示できる場合があるから、開示申出本人に係る情報の開示に関する相談を受けたときは、保有個人情報開示手続の教示を行うことが適切である場合があることに留意する。なお、このような開示申出書が提出された場合にも、直ちにグローマー拒否をするのではなく、補正を促し、保有個人情報の開示申出に補正させることが望ましい（この場合、「司法行政文書開示申出書」という標題にかかわらず、口頭聴取等による補正によって保有個人情報の開示申出と扱って差し支えない。）。ただし、保有個人情報開示手続であっても、行政機関個人情報保護法45条1項に規定する情報（刑事事件等に関する情報）は、開示手続の対象外となることに注意する。

グローマー拒否の対応をとるか否かは、開示申出書中の開示申出の内容に記載された文言から読み取ることのできる情報により判断できることもあるが、そのような場合には、実際に対象文書を探索する必要はない¹⁶。

なお、上述のとおり、グローマー拒否の判断は、対象文書が司法行政文書であることを前提としていることから、申出の内容から、対象文書が裁判事務に関する文書であることが明らかである場合には、グローマー拒否を検討する余地はない（この場合の不開示通知書中の「開示しないこととした理由」の記載例については24頁総論編9(2)イ及びカを参照）。

¹⁶ 申出があった司法行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人識別情報を開示することとなるためにグローマー拒否をする事案に見える場合でも、その内容が報道発表されて、公になっているときなど、グローマー拒否をすべき事案に当たらない場合もあることに留意する。

(想定される開示申出の例) ¹⁷

- ・ 開示申出人が〇〇裁判所に対して提出した苦情申請書
- ・ 開示申出人の〇〇の申出に対し、決定する際の経過等を記載した文書
- ・ 〇〇裁判所における、〇〇〇〇と〇〇〇〇との間の調停事件の担当調停委員に関する文書
- ・ 〇〇高裁が行った、職員〇〇〇〇に対する懲戒処分に関して作成した文書

¹⁷ (想定される開示申出の例) では、主に不開示情報が法5条1号の個人に関する情報である類型を列挙しており、実際の開示申出においてもこの類型がほとんどを占めるものと思われるが、このような特定の事項を名指しした探索的申出は、法5条各号の不開示情報の類型全てについて生じ得る（運用要領18頁参照）。

9 開示通知書中の「開示しないこととした部分とその理由」、及び不開示通知書中の「開示しないこととした理由」の記載例（運用要領17頁）

（1）開示通知書中の「開示しないこととした部分とその理由」

裁判所の情報公開制度には情報公開法の適用はないが、同法5条に定める不開示情報に相当するものについては不開示とすることとされている（取扱要綱記第2の2）ことから、開示通知書中の開示しないこととした理由には、同法5条に定めるいずれの不開示情報に相当するか記載する。

なお、例えば、「1の文書には（又は、「1の(1)及び(3)の各文書には」等）、公にすると特定の個人を識別することができることとなる情報が記載されており、…」などとして、開示する司法行政文書のうちのいずれの文書に不開示部分があるのかを特定するのが相当である。

ア 5条1号

・（個人識別情報）

「個人識別情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

・（権利利益侵害情報）

「公にすると個人の権利利益を害するおそれがある情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

イ 5条2号イ

「公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

ウ 5条2号ロ

「公にしないとの条件で任意に裁判所に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされている情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第2号ロに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

エ 5条4号

「公にすると公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第4号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

オ 5条5号

「審議会¹⁸における協議に関する情報であって、公にすると今後、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第5号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

カ 5条6号

- 「公にすると〇〇事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」
- 「国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより契約に係る事務に関し、国の財産上の利益を不当に害するおそれがある情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号ロに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」
- 「公にすると今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（※）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号ニに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

※ 括弧書で不開示情報の項目を具体的に記載する（例：氏名、印影等）ことが望ましいが、記載することで当該情報を不開示とした趣旨が没却されてしまう場合には、記載することを要しない。

(2) 不開示通知書中の「開示しないこととした理由」

ア 文書不存在による不開示¹⁹

¹⁸ 「審議会」とある部分は、「協議会」や「検討会」など、事案に応じた記載にする。

¹⁹ 審査会答申が、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在していないことの要因についても理由として付記することが求められるとしている（審査会答申平成22年度（行情）答申第515号、平成21年度（行情）答申第470号等参照）ことを踏まえると、「開示しないこととした理由」を「1の文書は、作成又は取得していない。」や、「1の文書は、保存期間を満了しており廃棄済みである。」など、対象文書を保有していない具体的な理由を明確にすることが望ましい。

- ・ 「1の文書は存在しない。」
- ・ 「1の文書は、作成又は取得していない。」
- ・ 「1の文書は、保存期間を満了しており廃棄済みである。」
短期保有文書の場合は、「保存期間を満了しており」を削除する。

イ 対象文書が一見して裁判事務に関する文書であり、開示対象とならない場合²⁰

「司法行政文書開示手続の対象となる文書は、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、申出人が開示を求めた文書は、裁判事務に関する文書であって、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」

ウ 対象文書が刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」の場合²¹

「1の文書は、刑事訴訟法第53条の2に定める「訴訟に関する書類」であつて、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」

一方、短期保有文書として作成又は取得する可能性がある文書で、開示申出時点で存在しないものについて、短期保有文書については保存や廃棄の記録がないことにより、そもそも作成又は取得していないのか、作成又は取得後に廃棄されたのか判然としない場合には、「1の文書は存在しない。」とすることも許容されよう。

²⁰ 例えば、申出の内容中に「事件記録」と明記されているなど、通常、その写しも含めて司法行政文書としての当該文書の保有が想定されず、一見して裁判事務に関する文書であると判断できる場合にこのような記載ぶりとすることが考えられる。この場合、対象文書を実際に探索する必要はない。

²¹ 刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」については情報公開法の規定は適用されず、それが司法行政文書であったとしても司法行政文書開示手続の対象にならない（取扱要綱記第2の1）。

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解されており、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものということができるが、刑事訴訟法53条の「訴訟記録」よりも広い概念であり、不起訴記録もこれに含まれると解されている。したがって、ここにいう「訴訟」は、裁判手続における訴訟のみを指す概念ではない。また、同法53条の2の趣旨から、「訴訟に関する書類」は、保管者を限定して適用・不適用を決定するものではなく、また、当該書類に写し（この「写し」は、原本のコピーに限られず、謄本のほか、原本と同一内容のデータを別途プリントアウトした画面を含む。）が存在する場合には、それもまた「訴訟に関する書類」として情報公開手続の対象外とするのが相当と解されている。

なお、脚注20のとおり、申出の内容から、一見して裁判事務に関する文書であると判断できる場合には、同法53条の2の該当性を検討するまでもなく、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

エ 対象文書が刊行物であり、開示対象とならない場合²²

「1の文書として、〇〇発行の〇〇白書〇〇年版が考えられるところ、この文書は、行政機関情報公開法第2条第2項ただし書第1号にいう行政文書から除外される白書に相当し、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」

オ グローマー拒否の場合

「1の文書の存否を答えることは、不開示情報である〇〇の情報（行政機関情報公開法第5条第〇号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。」

カ 対象文書が一見して裁判事務に関する文書であるが、グローマー拒否的回答を要する場合²³

「司法行政文書開示手続の対象となる文書は、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、申出人が開示を求めた文書は、裁判事務に関する文書であって、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」

キ 対象文書が刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」であるが、グローマー拒否的回答を要する場合²⁴

「1の文書は、刑事訴訟法第53条の2に定める「訴訟に関する書類」であつて、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」

ク 対象文書の特定が不十分である場合

「本件開示申出は、司法行政文書開示申出書の「司法行政文書の名称等」欄に記載された「〇〇に関する文書」の開示を申し出るものであるところ、当該記載では申出に係る文書を特定することができないことから、…（補正を求めた経緯を記載）したが、対象文書を特定することができなかつた。

したがつて、申出に係る司法行政文書については、対象文書を特定するこ

²² 例えば、開示対象文書が裁判所の発行した刊行物であり、司法行政文書開示手続の対象とならない場合であっても、申出を受けた裁判所において当該刊行物を開示申出人に提示することが容易である場合には、「便宜供与としての情報提供」（30頁総論編12参照）を行うことも考えられる。

²³ 申出の内容が「〇〇〇〇（特定の個人）に対する貸金請求事件に係る事件記録一切」（事件記録）の場合や、「〇〇〇〇（特定の個人）に関して提出された告発状」（「裁判事務に関する文書」）の場合、「総務課が保有する〇〇〇〇（特定の個人）に係る刑事訴訟判決の写し」（司法行政文書であるが、訴訟に関する書類（刑事訴訟法53条の2）に該当する。）の場合など、単に当該文書が司法行政文書開示手続の対象ではない旨のみ回答してしまうと、開示手続の対象ではないものの特定の個人に関して当該文書は存在しているとの誤解を与えてしまいかねない場合が挙げられる。

²⁴ 同上

できないことから開示しないこととした。」

ケ 対象文書が法令であり、開示対象とならない場合

「1の文書として、〇〇法が考えられるところ、法令は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」

(参考) 申出内容が複数記載されている場合等の不開示通知書発出の要否について

(1) 申出書の記載内容が限定列挙の場合 (例:「文書A及び文書B」)

文書Aのみを開示する場合、文書Aについては開示通知を行い、文書Bについては不開示通知を行う

(2) 申出書の記載内容が包括的な場合 (例示列挙がされているものを含む (例:「〇〇の資料」、「〇〇の資料 (文書A, 文書Bなど)」))。

ア 文書Aは存在するが文書Bは存在しない場合

文書Aについては開示通知を行い、文書Bについて不開示通知は不要

イ 文書A及びBともに存在するが文書Bは全部不開示の場合

文書Aについては開示通知を行い、文書Bについては不開示通知を行う。

この場合、不開示通知書の「開示しないこととした司法行政文書の名称等」の欄において文書Bを特定した上で、不開示理由を明示する。

10 第三者に対する意見聴取（取扱要綱記第9、総長通達記第1の6、法13条、運用要領12頁）

（1）意見聴取

開示の申出があった司法行政文書に裁判所及び開示申出人以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合において、当該情報が不開示情報に該当するか否か疑義があるときは、当該第三者に対し、開示についての意見を求めるものとされている（取扱要綱記第9の1）。

裁判所の司法行政文書開示手続において、第三者に対する意見聴取を行う例として多く見られるのは、他の行政府省が発出した通達類を別紙として引用している裁判所発出の通知類が開示対象となった場合である²⁵。

法13条においては、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）は、意見聴取の対象たる「第三者」に含まれていないことから、これらの国の機関等に対する意見聴取は、適宜口頭又は文書による意見照会という形で行うこととされている（運用要領13頁）。

しかし、司法行政文書開示手続においては、国の機関等に対する意見照会と、それ以外の第三者に対する意見聴取の場合で手続を異にする旨の規定はなく、一律に総長通達別紙様式第4による照会書を送付する取扱いになっている（取扱要綱記第9の1、総長通達記第1の6(1)）。

取扱要綱上、この意見聴取の手続は、開示申出ごとに行うことが予定されていると解される。したがって、同一文書が複数回対象文書となった場合は、同一の第三者に対し、原則としてその都度照会書を送付するのが相当である。

しかし、同一文書について同一の第三者に対して意見聴取をする時期が非常に近接しているなど、正式な意見聴取を繰り返す必要が認められない場合には、法13条の趣旨を踏まえ、例えば、口頭による意見照会の結果を電話聴取書に残し、意見書（総長通達別紙様式第5）に代える運用も許容されると考えられる²⁶。

（2）第三者に対する通知

（1）により意見を求められた第三者から司法行政文書の開示に反対する意見が提出されたにもかかわらず、これを開示するときは、開示申出人に対し開示する旨の通

²⁵ 第三者に対する意見聴取を行うのは、第三者が作成名義になっている文書に限られず、裁判所が作成した文書中に第三者に関する情報が記録されている場合もあり得る。

²⁶ 下級裁判所における司法行政文書開示手続において、中央官庁（衆議院及び参議院並びに日本弁護士連合会については中央官庁又はこれに準ずるものとして扱われる（平成6年7月22日付け最高裁総一第182号事務総長依命通達「下級裁判所事務処理規則の運用について」記第5。））に対して第三者照会を行う場合には、下級裁判所事務処理規則27条により、最高裁判所を経由する必要があることに留意する。

知を発した日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとし、開示する旨の通知を発した後直ちに、当該意見を提出した第三者に対し、開示することとした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面（総長通達別紙様式第6）で通知するものとされている（取扱要綱記第9の2、総長通達記第1の6(2)）。

これは、苦情の申出の期間が経過する前であっても、開示が実施されてしまえば、第三者が苦情の申出をする実益が失われてしまうことになるので、開示する旨の通知を発した日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くこととされたものである。したがって、このような場合に、開示する司法行政文書の枚数が15枚以下（29頁総論編11(3)参照）であっても司法行政サービスとして開示通知書とともに当該司法行政文書の写しを送付するがないように留意する必要がある（開示に代わる情報の提供においても同様である。）²⁷。

²⁷ 開示の実施は、司法行政文書を開示する旨の通知を発した日から原則として30日以内に行うものとされているが、開示申出人に対し開示する旨の通知を発した日と開示を実施する日との間に2週間を置いたときにはこの限りでない（取扱要綱記第10の3ただし書後段）。ただし、30日以内に開示を実施することができない場合は、延長通知を発する必要がある。

1.1 開示の実施等について（取扱要綱記第10）

(1) 文書及び図画

- ア 当該文書等を閲覧させる。
- イ 写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせる。

(2) 電磁的記録

- ア 裁判所が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により用紙に出力したもののが閲覧をさせる。
- イ 裁判所が保有するプログラムにより用紙に出力したもののが写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせる。
- ウ 裁判所が保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取、若しくは視聴をさせる。

(3) 写しの交付

情報公開法においては、写しを交付する際に開示実施手数料を徴収することとされている（法16条1項）が、司法行政文書開示手続においては、開示実施手数料を徴収することは予定されていない。したがって、開示申出人が対象文書の写しを求める場合は、開示申出人自らの費用で謄写してもらうことを原則としている（運用要領24頁）。

この点、制度開始当初より、裁判所と開示申出人の双方の便宜から、開示枚数が15枚以下の場合には、各庁の実情に応じて、司法行政サービスとして無償で写しを交付することも許容する運用としている。

もっとも、司法行政サービスとして、各庁の裁量により行うものではあるが、例えば、文書全体の枚数が多量になる場合に、15枚ずつ分割して数次にわたり謄写希望が出されたようなときに、その度ごとに無償で写しを交付するような対応は相当ではない。また、1回の申出に対して、開示する文書が15枚を超えるものであった場合に、15枚までは無料とし、それを超える枚数から謄写業者に謄写委託をさせるという運用を行うのは相当ではなく、この場合には、全部について謄写委託をさせることに留意が必要である。

1.2 開示に代わる情報の提供（取扱要綱記第10の2）と便宜供与としての情報提供

司法行政文書そのものよりも、司法行政文書に記録された情報を整理し、開示申出の内容に沿った情報の形にして提供する方が、開示申出人にとっても有用で、その目的に沿う内容となる場合もあると思われることから、このような場合には、司法行政情報それ自体を開示することができる（「開示に代わる情報の提供」。運用要領2頁、13頁、20頁）。取扱要綱記第10の2には「これらの文書又は情報をもって開示の対象とすることができる。」とあることから、例えば、文書の大部分が申出内容と無関係な記載の場合や、文書が分散して多数存在する場合に、必要な部分だけを抜粋して（必要な部分以外をホワイトマスキングして）提供するなど必ずしも一文書単位で提供する必要はなく、文書の一部分のみを抽出して提供することが許容される。ただし、開示に代わる情報の提供は、あくまでも文書開示上の手続であるため、開示対象文書が存在していることが前提となることに注意する。

「開示に代わる情報の提供」は、開示通知書（総長通達別紙様式第2）ではなく司法行政文書の開示についての通知書（総長通達別紙様式第7）で発出され、それをもって開示手続上の応答義務を果たしたものとして扱われる。したがって、開示に代わる情報の提供に対する不服の申立ては、苦情の申出として取り扱うことになる。

「便宜供与としての情報提供」は、開示申出の対象が開示手続の対象とならない場合などに、司法行政サービスとして情報を提供する手段として利用される。事務連絡の形で発出され、それ自体は取扱要綱上の応答ではないことから、開示申出の取下げ等がない限り別途不開示通知書を発出する。

（想定される開示申出及び対応の例）

- ・ ○○○○の様式が分かる文書
　　様式を定めた通達等の別紙様式部分について開示に代わる情報の提供を行う。
- ・ 全ての裁判所の名称及び住所が記載された文書
　　「裁判所データブック」中の付録「全国の裁判所の所在地、電話番号及びFAX番号一覧」の写しについて便宜供与としての情報提供を行う。

13 苦情の申出について（取扱要綱記第11、総長通達記第2、運用要領29頁）

(1) 苦情申出制度の仕組み

平成27年7月1日以降に申出のあった司法行政文書の開示に対する裁判所の開示・不開示の判断に対して、開示申出人又は第三者（司法行政文書に情報が記録されている者に限る。）は、最高裁判所事務総局秘書課（以下「秘書課」という。）に苦情の申出を行うことができる。苦情の申出は、開示の申出を受けた裁判所（以下「原裁判所」という。）が、開示申出人に対し、当該申出についての判断（以下「原判断」という。）の通知を発した日から、原則として3か月以内に行わなければならない。

苦情の申出を受けた最高裁判所は、原判断の当否について情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「委員会」という。）に諮問を行い、その答申を尊重した対応を行う。

なお、開示に代わる情報の提供についてもこれと同様に取り扱うこととなる。

(2) 苦情の申出に関する事務の留意点

ア 苦情の申出があった場合、秘書課から原裁判所に対して、苦情の申出があった旨の通知を行う。あわせて、秘書課から委員会への諮問のための各種資料等の取り寄せ依頼がされるので、原裁判所は指定された期限内に資料等を秘書課に送付する²⁸。

開示の実施前（閲覧済みで謄写が完了のものを含む。）に、第三者から苦情の申出がされたときは、原裁判所は、最高裁判所が原判断の当否について判断するまでの間、開示を実施しないものとし、その旨を開示申出人及び当該第三者に通知することになる（取扱要綱記第11の3）。したがって、苦情の申出があった旨の秘書課からの通知を受けた原裁判所は、速やかに開示の実施の延期通知書（総長通達別紙様式第9の1及び同9の2）を作成し、開示申出人及び苦情申出人（第三者）に通知を行う（総長通達記第2の4(2)）。

なお、開示の実施後に第三者から苦情の申出がされた場合、開示の実施の延期通知は不要ではあるものの、原判断の当否については委員会に諮問を行うこととなるので、上記資料等の準備は要することとなる。

イ (1)のとおり、苦情の申出の窓口は秘書課であるが、原裁判所において、苦情の申出を希望する者に対して苦情の申出先は秘書課であることを説明してもなお原裁判所へ苦情申出書を提出することを強く望む場合、あるいは同申出書が原裁判所に郵送された場合には、原裁判所の総務課において苦情申出書の提出

²⁸ 専ら裁判事務の目的で利用されていると考えられる文書については、司法行政部門が取得することは望ましくないため、資料等を送付する際には、そのような文書を送付しないよう注意する。

を受け、当該申出書に受付日付印を押印した上、速やかに、これを秘書課に回送する（総長通達記第2の2(1)）。

苦情の申出の対象となるのは、原裁判所の開示・不開示の判断であるところ、苦情の申出の内容に開示・不開示の理由に対する反論だけでなく、それとは関係のない苦情や不満等が記載されていることがある。一見して明らかに司法行政文書の開示の申出とは関係がない苦情や不満等であると判断できる場合には、原裁判所で必要に応じて対応することも考えられるが、その判断が困難である場合には、当該申出書を苦情申出書として取り扱い、秘書課へ回送する。

苦情申出書の客観的記載から、苦情申出人が「原裁判所が開示しないこと」について不服があるとはいはず、明らかに別の文書の開示を求めていると解される場合には、「苦情の申出書」の標題にかかわらず、これを新たな開示申出と解釈し、適宜これに応じた取扱いをすることを検討することになろう（例えば、「平成19年から22年までの統計表」の開示申出をしたところ、既に廃棄したことを理由に不開示の通知を受けた開示申出人が、苦情申出書の苦情の内容に「直近である平成23年の統計表を求める」と記載した場合）。

ウ 全部開示の判断に対して、「他にも文書が存在するはずである。」という内容の苦情も当然に考えられる。これは、原裁判所における文書の特定についての苦情の申出であって、苦情申出人が存在すると主張する文書について默示の不開示の判断があったものと解することができるから、この場合も苦情の申出として取り扱う必要がある。

(3) 答申後の事務の留意点

最高裁判所は、委員会の答申を尊重して原判断の当否について判断を行い、原裁判所に対しては、苦情申出人への結果通知書の写しを送付することによって、その判断の内容及び判断日を通知する²⁹。さらに原裁判所において開示の実施等の事務処理を要するもの（運用要領32頁）については、最高裁判所からその内容を記載した通知書等が送付されるので、当該事務を失念しないよう注意する。この事務処理は、最高裁判所が委員会から答申を受けた日から原則として30日以内に行うものとされている（取扱要綱記第11の13）。

²⁹ 開示の申出があった司法行政文書を含むファイルについて、保存期間等の延長処理に留意する必要がある（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第6の3の(1)のエ）。

「苦情の申出に対する判断をした日」は、通常、結果通知書の作成日（決裁日）となる。なお、開示の申出があった短期保有文書は1年以上の保存期間を設定して保存する必要性が高いと考えられることから、開示の申出があった司法行政文書と判断した時点でファイルによる管理を行う必要がある。

14 裁判所の司法行政文書開示手続と行政不服審査制度、取消訴訟の関係

裁判所による司法行政文書不開示の判断に対して、行政不服審査法2条の審査請求が申し立てられたり、行政事件訴訟法3条2項の取消しの訴えが提起されたりする場合がある。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関して、国民に広く行政がした行為に対する不服申立ての途を開いている。裁判所も司法行政上の処分を行う限り、ここにいう「行政庁」に該当し、したがって、裁判所の違法又は不当な処分に対しては、これらの法による不服申立てが許されると解されている。

行政不服審査法1条2項及び行政事件訴訟法3条2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、行政庁の法令に基づく行為全てを意味するものではなく、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいい（最高裁昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁）、行政庁の行為が要綱や通達などの法的拘束力のないもののみを根拠とする場合には行政処分性は否定されている（最高裁昭和38年6月4日第三小法廷判決・民集17巻5号670頁）。

裁判所による司法行政文書開示手続は、取扱要綱や、総長通達等の内部規範によって運用されているにすぎず、情報公開法その他の法律を根拠とするものではないから（同法2条参照）、上記によれば裁判所による司法行政文書の開示・不開示の判断が「行政庁の処分」や「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たらないと考えられるが、当該判断に対して審査請求がされ、又は取消訴訟が提起された場合には、各手続において判断されるものと考えられる。

第二部 各論編

1 留意事項

- (1) 各論編は、開示対象となる文書の種類ごとに類型化して具体的対応方針を示している（申出の内容ごとに類型化したものではない。）。
- (2) 各論編に掲載の各文書に示している「申出の内容の例」は、飽くまでその一例であり、「申出の内容の例」によつては、当該文書だけでなく、他の文書も開示対象となる例が含まれている。また、「申出の内容の例」に記載されていない申出の内容であつても、各論編に掲載されている文書が開示対象となる場合や各論編に掲載されている文書とそれ以外の文書が開示対象となる場合も考えられる。実際の開示申出の際には、申出の内容をよく踏まえて開示対象文書を特定するようにし、安易に各論編に掲載されている文書のみを開示対象として検討するこがないように留意する（なお、開示対象文書の特定については、4頁総論編3参照。）。
- (3) 各論編に記載の「対応方針」及び「マスキング方法」は、総論編において示した不開示情報の考え方等を具体的な文書に記録されている情報についてあてはめた場合の例を示したものである（なお、マスキングするに当たっては、不開示情報を被覆するのに必要な範囲でマスキングする。）。

もっとも、同種の文書に記録された情報であつても、個々の文書の記載内容等によつて対応は異なり得るので、ここで示したものは飽くまでも例であることに留意する。

2 【S S D B S, 司法統計年報】

1 申出の内容の例

- 昭和〇〇年から平成〇〇年までの間の〇〇地方裁判所が受けた〇〇請求事件の年度ごとの事件数

2 対応方針

(1) 裁判統計数値に関する情報を提供する方法

裁判統計数値に関する情報を提供する方法には、司法行政上の便宜供与として情報を提供する方法を探ることも考えられる。文書開示手続の方法と司法行政上の便宜供与の方法のいずれによるかは、情報の提供を求めようとする者の意思によることになる。

(2) 司法行政上の便宜供与を求める意思の確認

S S D B S から抽出可能な統計数値については、いずれの方法においても提供することが可能であるが、司法行政上の便宜供与であれば、適宜な方式で必要な情報を提供すれば足りるため、速やかに開示申出人が求める統計情報を提供できる。

また、司法統計年報は、(3)イのとおり、一般に販売されている出版物であることから、文書開示手続において、開示対象となる司法行政文書には該当しないと考えられるため、文書開示手続の対象外になるが、司法行政上の便宜供与であれば、該当部分の情報を提供することも可能になる。

そこで、開示申出人に、このような司法行政上の便宜供与のメリットを適宜の方法で説明し、開示申出人が司法行政上の便宜供与を求める場合には、司法行政上の便宜供与として統計数値を提供する。

なお、司法行政上の便宜供与で対応する場合には、開示申出人に開示申出の取下げを促すなど、申出の取下げ等の文書開示手続で必要な事務処理を失念しないように留意する。

(3) 文書開示手続を求められた場合の対応

ア S S D B S から抽出可能な統計数値について

開示の実施に当たっては、開示通知書を作成し、S S D B S で開示申出の内容に沿うよう条件設定して集計した統計数値を紙に印字し、それを閲覧又は謄写させる方法(取扱要綱記第10の1), 写しを交付する方法(ただし、開示する文書が15枚以下の場合(29頁総論編11参照)。)により開示することになる。

また、出力した統計数値に標題や注釈を付すなどして加工する場合は、開示に代わる情報の提供として対応することとなる。

なお、開示の実施に当たっては、特段不開示部分はないので、マスキングは不要である（※）。

イ 司法統計年報に掲載されている統計数値について

司法統計年報は、毎年法曹会から刊行されている出版物であり、情報公開法2条2項1号にいう「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当し、開示対象となる司法行政文書とはならないと考えられる（3頁総論編2参照）。

なお、文書開示手続を求められた場合においても、場合によっては、不開示とした上で、司法行政上の便宜供与としての情報提供として該当部分の写しを交付する等の対応も考えられる。

※ S S D B S から抽出した数値であっても、その数値から事件や個人が特定されるおそれがある場合には、開示の当否を検討する必要があるので注意する（例：①刑事事件における被害者参加・刑事損害賠償命令に関する数値、②裁判員裁判に関する数値について、理由あり不選任決定がされた裁判員候補者の数、理由なし不選任決定がされた裁判員候補者の数、評議の合計時間、「解任された裁判員の数」及び「解任された補充裁判員の数」の解任理由ごとの数）。

※ S S D B S から抽出した情報に事件情報（事件番号、事件名、終局日、国選弁護人の有無など）が含まれる場合は、事件情報としての側面からも不開示情報の有無を検討する必要がある。

3 【事件記録等閲覧・謄写票（原符）】…民事事件、刑事事件

1 申出の内容の例

- ・ ○○地方裁判所平成○○年（ワ）第○○○○○号事件に関して、民事事件記録が閲覧されたことが分かる文書一切
- ・ ○○地方裁判所平成○○年（わ）第○○○○○号事件に関して、国選弁護人が刑事事件記録の閲覧謄写申請をした年月日、回数及び手数料について明らかになる文書一切

2 対応方針

閲覧・謄写票（原符）は、記録係と事件担当書記官との間で、閲覧等の申請がされた事件記録等の授受を明らかにするために作成され、そこには司法行政の目的も含まれることから、文書開示手続の対象となるが、事件記録等閲覧・謄写票は、事件記録に綴られる裁判事務に関する文書であるので、司法行政文書開示手続の対象外となる。

申出の内容に特定の個人が裁判事件記録を閲覧したかどうか分かる文書とある場合には、グローマー拒否（20頁総論編8参照）を検討する。

3 マスキング方法

（1）開示部分における留意点

事件番号…申請人の氏名と一体となって個人識別情報となるものの、閲覧・謄写票（原符）に記載された事件番号は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（公表慣行のある情報）（法5条1号イ）として開示する。

（2）不開示部分及び不開示の理由

ア 申請人氏名…個人識別情報（法5条1号）

申請人氏名が個人の氏名である場合、個人識別情報として法5条1号に規定する不開示情報に相当する。ただし、弁護人又は弁護士等の代理人が閲覧謄写申請をした場合については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であるから、公にすることにより、正当な利益を害するおそれがあるなどの事由がない限り開示することとなる（法5条2号イ参照）。

イ 刑事事件記録等閲覧・謄写票（原符）の被告人等氏名…個人識別情報（法5条1号）又は法人の正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）
ウ 事件担当書記官受領印の印影…個人識別情報（法5条1号）

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（氏名、裁判所職員の印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙1及び2記載のとおり

4 【民事・行政第一審事件簿等】

事件簿は、特定の事件の受付・分配という事務処理に関して作成される文書であって、そこには司法行政の目的も含まれるから文書開示手続の対象となる。

1 申出の内容の例

- ・ ○○地方裁判所平成○○年(ワ)第○○号事件に関して作成された司法行政文書一切
- ・ ○○地裁と○○高裁との間で民事記録(平成○○年(ワ)第○○号)を授受した際に作成された司法行政文書一切
- ・ 平成○年○月から平成△年△月までの期間に、○○支部においてなされた裁判のうち上訴されたもの全てについて、事件番号、判決・決定・命令をした日及び判断結果が分かる書面
- ・ ○○高等裁判所平成○○年(ラ)第○○号事件の決定に関する司法行政文書の全て

2 対応方針

事件簿に記載されている情報は、いずれも、裁判所が特定の個人や法人に関して受付をした事件の処理状況を明らかにするものであり、特定の個人や法人に関する情報である。

個人が事件当事者として記載された事件簿については、事件ごとにその一覧の情報(記録の送付、返還及び保存に関する部分並びに裁判所職員の印影部分を除く。)全体が一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報(法5条1号)に相当する。そして、そのうち公表慣行のある情報(同号イ)に相当する情報(事件番号)については開示し、その余の部分についてはさらに部分開示(取扱要綱記第3の2)の適否を検討することとなる。

他方、法人その他の団体又は事業を営む個人が事件当事者の場合は、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(法5条2号イ)に相当する情報となるかどうかを検討する。

なお、開示の実施に当たっては、該当部分が掲載されている頁(表、裏)のみを抽出して開示する方法が考えられる(8頁総論編5(2)参照)。また、特定の事件番号を指定しての申出であれば、当該事件の記載部分以外をホワイトマスキングした上で、当該事件に係る欄のみを開示に代わる情報の提供(30頁総論編12)をする方法も考えられる。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

- ア 事件番号…事件当事者に個人が含まれる場合は、公表慣行のある情報（法5条1号イ）として開示する。事件当事者が法人のみの場合は、公にしても、法人の正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）ではないので開示する。
- イ 事件番号及び(2)で不開示とする項目以外の項目（※）…事件当事者に個人が含まれる場合は、部分開示（取扱要綱記第3の2）により開示し、事件当事者が法人のみの場合は、公にしても法人の正当な利益を害するおそれがある情報ではないので開示する。

※ 特殊な事件名など、事件名から当事者の氏名・名称が推知されるおそれがある場合は、当該事件名を個人識別情報（法5条1号）又は法人の正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）として不開示とすることも考えられる。

(2) 不開示部分及び不開示の理由

以下の項目についてマスキングする。

- ア 当事者名…個人識別情報（法5条1号）であって、同号ただし書イ、ロ、ハに相当せず、個人識別部分であるから取扱要綱記第3の2による部分開示ができない情報又は法人の正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）
- イ 民事・行政第一審事件簿における訴訟の目的の価額、ちょう用印紙額…個人識別情報（法5条1号）であって、同号ただし書イ、ロ、ハに相当せず、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、取扱要綱記第3の2による部分開示が相当ではない情報又は法人の正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）
- ウ 裁判所職員の印影…個人識別情報（法5条1号）であって、同号ただし書イ、ロ、ハに相当せず、個人識別部分であるから取扱要綱記第3の2による部分開示ができない情報

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（氏名、訴訟の目的の価額、ちょう用印紙額、裁判所職員の印影）及び公にすると法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人の名称、訴訟の目的の価額、ちょう用印紙額）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を

開示しないこととした。」

4 マスキング例

(1) 民事・行政第一審事件簿
別紙3記載のとおり

(2) 民事・行政抗告事件簿
別紙4記載のとおり

(3) 非訟・民事雑・執行雑・行政雑等事件簿
別紙5記載のとおり

5 民事裁判事務支援システムでの取扱い

平成20年2月5日付け最高裁総三第000023号総務局長通達「民事裁判事務支援システムを利用した事務処理の運用について」で、これまでの事件簿への登載に代えて、民事裁判事務支援システム（以下「システム」という。）のサーバーに事件簿への登載に代わる情報を記録させることになったことから、当該サーバーに記録された事件簿への登載に代わる情報が開示の対象となる場合の対応は、次のとおりとなる。

(1) 事件簿情報について

事件簿情報は、システムのプログラムにより抽出されるから、開示対象となる電磁的記録と言える（8頁総論編5参照）。事件簿情報は、画面出力されるものの、用紙に出力することはできず、開示の実施方法は、画面の閲覧によることになる。しかし、事件簿情報は、モニター画面上、情報全体が一つの画面では表示されず、事件簿情報全体を閲覧するためには画面をスクロールさせる必要がある。そうすると、ある画面で不開示情報をマスキングテープなどで被覆したとしても画面をスクロールすることにより不開示情報が明らかとなるから、電磁的被膜ができない以上は不開示情報を容易に除くことができないので、全体を不開示とすることになる。

このような場合に、いわゆるプリントスクリーン機能を利用して開示対象となる電磁的記録が画面出力されたモニター画面の画像データを用紙に出力し、情報提供する対応も考えられるが、プリントスクリーン機能の利用は、新たな文書を作成することにほかならず開示に代わる情報の提供（30頁総論編12）を含め、文書開示手続における開示の実施方法には当たらない。

したがって、この機能を利用して情報提供するという対応は、文書開示手続とは離れた司法行政上の便宜供与としての対応であり、このように対応するの

は、例えば、対象となる情報が少なく、複数の画像を結合するなどのような特段の処理や加工を要することなく、容易に上記の不開示情報を除くことができる場合等に限られる。

もっとも、申出の内容から開示申出人が事件簿情報の開示に固執していると解されない場合は（あるいは必要に応じて申出人に対して補正を求めるなどして）、システムに備わったCSV出力機能を利用して用紙に出力することができる(2)の事件検索結果一覧を開示対象とすることが考えられる。

(2) 事件検索結果一覧について

事件検索結果一覧を開示対象とする場合は、事件検索画面で開示申出人が求める事項に適う項目を選択して出力したものを作成するだけで足りる。申出が従来の事件簿に記載された情報の開示を求める趣旨と解される場合は、「事件番号」「事件名」「受付年月日」「提起側」「相手側」「終局年月日」「終局結果」「部係」「印紙額」「関連事件」の出力項目を選択することとなる。

(3) 不開示部分及び不開示の理由

3(2)と同様に考えることとなる。

5 【刑事公判請求事件簿等】

1 申出の内容の例

- ・ ○○地方裁判所平成○○年（わ）第○○号事件に関して作成された司法行政文書一切
- ・ 平成○○年から平成△△年の間の再審請求事件において、確定した刑事記録（○○地方裁判所平成○○年（わ）第○○号事件）を使用した際に作成された司法行政文書一切
- ・ 平成○年○月から平成△年△月までの期間に、○○支部においてなされた裁判のうち上訴されたもの全てについて、事件番号、判決・決定・命令をした日及び判断結果が分かる書面
- ・ ○○地方裁判所及び○○簡易裁判所の刑事公判請求事件簿で平成○年○月受付分
- ・ ○○高等裁判所の刑事抗告等事件簿で平成○年○月受付分
- ・ ○○地方裁判所平成○○年（む）第○○号事件に関して作成された司法行政文書一切
- ・ ○○地方裁判所及び○○簡易裁判所の刑事等雑事件簿で平成○年○月受付分

2 対応方針

事件簿に記載されている情報は、いずれも特定の刑事事件について裁判所での当該事件の受付・分配の処理状況を明らかにするものであり、特定の被告人等に関する情報である。

被告人が個人の場合、民事・行政第一審事件簿等と同様に事件ごとにその一覧の情報（記録の送付、返還及び保存に関する部分並びに裁判所職員の印影部分を除く。）全体が一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（法5条1号）に相当する。そして、そのうち公表慣行のある情報（同号イ）に相当する情報（事件番号等）については開示し、その余の部分についてはさらに部分開示（取扱要綱記第3の2）の適否を検討することとなる。氏名等の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、個人の権利利益を害するおそれがない情報に当たるかどうかは慎重な検討が求められる。

被告人が法人の場合、事件簿に記載されている情報は、特定の法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（5条2号イ）に当たるかを事件簿に記載されている情報ごとに検討する。

なお、開示の実施に当たっては、該当部分が掲載されている頁（表、裏）のみ

を抽出して開示する方法が考えられる（8頁総論編5(2)参照）。また、特定の事件番号を指定しての申出であれば、当該事件の記載部分以外をホワイトマスキングした上で、当該事件に係る欄のみを開示に代わる情報の提供（30頁総論編12）をする方法も考えられる。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

ア 事件番号、被告事件名（刑事公判請求事件簿に記載の事件名に限る。）及び終局日（刑事公判請求事件簿に記載の第一審、控訴審、上告審の各終局日に限る。）…被告人等が個人の場合は、公表慣行のある情報（法5条1号イ）として開示する。被告人が法人の場合は、公にしても、法人の正当な利益を害するおそれがある情報ではないので開示する。ただし、特殊な被告事件名など、それを公にすることによって被告人名が推知されるおそれがある場合は不開示とすることも考えられる。

イ アで開示する事件番号、被告事件名及び終局日並びに(2)で不開示とする項目以外の項目…被告人等に個人が含まれる場合は、部分開示（取扱要綱記第3の2）により開示し、被告人が法人の場合は、公にしても法人の正当な利益を害するおそれがある情報ではないので開示する。

ウ 申立人等欄（刑事抗告等事件簿）又は請求者等欄（刑事等雑事件簿）に記載の者が弁護人、検察官の場合の弁護人氏名、検察官氏名（※1）

※1 申立人等が弁護人の場合、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であるから、公にすることにより、正当な利益を害するおそれがあるなどの事由がない限り開示することとなる（法5条2号イ参照）。また、申立人等が検察官の場合、氏名は個人識別情報であるが、検察官が申立て等を行うことは、公務員の職務遂行に係る情報であり（法5条1号ハ）、検察官氏名は、公務員の職務遂行に関する情報として慣行として公にすることが予定されている情報（法5条1号イ）に当たることから（11頁総論編6(2)ア参照），開示するのが相当である。

(2) 不開示部分及び不開示の理由

ア 次の情報は、被告人等が個人である場合は個人識別情報（法5条1号）であって、同号ただし書イ、ロ、ハに相当しない。被告人等の氏名については個人識別部分であり、その他については公にすると個人の権利利益を害するおそれがある情報として取扱要綱記第3の2による部分開示ができず、不開示となる。また、被告人が法人である場合は、当該法人の正当な利益を害す

るおそれがある情報（法5条2号イ）として不開示となる。

(ア) 刑事公判請求事件簿, 刑事控訴事件簿

- ① 被告人氏名・名称
- ② 控訴申立人の区別（検 被 弁）の記載 ※2
- ③ 上告申立人の区別（検 被 弁）の記載 ※2
- ④ 「勾 別 求 保 宅 放 刑」の身柄の状況の記載
- ⑤ 第一審結果
- ⑥ 控訴審結果
- ⑦ 上告審結果
- ⑧ 異議を申し立てた旨の記載, 異議申立終局結果
- ⑨ 身柄に関する情報（勾留場所, 逮捕状・勾留状の受領など）

※2 控訴申立人や上告申立人の区別の種類が開示されると, 裁判結果が推認されるおそれがあることから不開示とすることが相当である。

(イ) 刑事抗告等事件簿…ただし, 記録符号「く」のうち, 原審事件番号記録符号が「る」「む」「少」

- ① 被告人氏名, 少年氏名, 被疑者氏名
- ② 事件名
- ③ 原審終局結果 ※3
- ④ 抗告審終局結果
- ⑤ 特別抗告審終局結果
- ⑥ 身柄に関する情報（保釈保証金額, 身柄引受書添付の記載など）

※3 原審終局結果欄に, 「保釈請求却下」など具体的結果内容が記載されている場合は, マスキングを要する。別紙7マスキング例では, 原審終局結果欄に具体的結果内容は記載されておらず, 形式的事項である裁判所内部の事務処理（決定, 申立, 意見）に関する日付のみの記載であり, 個人の権利利益を害するおそれもないことから部分開示により開示している。

(ウ) 刑事等雑事件簿…ただし, 記録符号「る」「む」「て」のもの

- ① 被告人氏名, 少年氏名, 被疑者氏名, 対象者氏名
- ② 事件名
- ③ 原審終局結果
- ④ 不服申立人の区別（検 被 弁）の記載

- ⑤ 準抗告終局結果
- ⑥ 異議申立終局結果
- ⑦ 上訴審終局結果
- ⑧ 身柄に関する情報（保釈保証金額、身柄引受書添付の記載など）

イ 裁判所職員の印影…個人識別情報（法5条1号）であって、同号ただし書イ、ロ、ハに相当せず、個人識別部分であるから取扱要綱記第3の2による部分開示ができない情報

（3）開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

ア 被告人等が個人の場合

「個人識別情報（被告人氏名、裁判結果等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

イ 被告人が法人の場合

「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（被告人の名称、裁判結果等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

（1）刑事公判請求事件簿

別紙6記載のとおり

（2）刑事抗告等事件簿

別紙7記載のとおり

（3）刑事等雑事件簿

別紙8記載のとおり

6 【捜査記録等返還書、受領書】

1 申出の内容の例

- ・ ○○地方裁判所平成○○年(つ) 第○○号事件に関して作成された司法行政文書一切
- ・ ○○地方裁判所平成○○年(○) 第○○号事件について、検察庁との間で文書の授受があった際に作成した司法行政文書一切

2 対応方針

刑事事件の審理に当たり必要な資料を検察庁等外部機関から取り寄せ、返還した際に作成される文書であり、当該資料の授受関係を明らかにするという司法行政事務の目的も含まれることから、文書開示手続の対象となる。

記載情報のマスキングに当たっては、個人識別情報のうち法5条1号ただし書イ、ロ、ハに相当する部分を開示し、さらに部分開示（取扱要綱記第3の2）の適否を検討する。部分開示における被告人や被疑者の権利利益を害するおそれがあるかどうかの判断に当たっては、刑事公判請求事件簿等のマスキング方針と同様に慎重な検討が必要である。

なお、マスキング例に示した文書は、その一部又は全部が検察庁所属職員作成に係るものであるから、開示に先立ち、第三者に対する意見聴取（27頁総論編10参照）の要否を検討する必要がある。

3 マスキング方法

(1) 開示部分における留意点

- ア 事件番号…個人識別情報であるが、法5条1号イにより開示する。
- イ 事件名（マスキング例では、「付審判請求」）…事件種別が事件名である場合、罪名が事件名である場合と異なり、事件種別自体は個人の権利利益を害するおそれがある情報に当たらないため、部分開示により開示する（※）。
- ウ 裁判所書記官名及び職印の印影…慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（法5条1号イ）として開示する（11頁総論編6(2)ア参照）。

※ 起訴前の罪名については、公表慣行のある情報（法5条1号イ）とは解されない。

(2) 不開示部分及び不開示の理由

- ア 以下の情報は、事件番号や事件名とともに一体として個人識別情報となり、

法5条1号イ、ロ、ハに相当する事情もなく、部分開示もできない情報として不開示とする情報である。

- (ア) 被疑者氏名
- (イ) 被疑者以外の他の被疑者数
- (ウ) 罪名

イ 檢察事務官名及び印影…公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（被疑者名、罪名等）及び公にすると公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（検察事務官の氏名及び印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第4号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙9及び10記載のとおり

7 【開廷表（民事）】

1 申出の内容の例

- 平成〇〇年〇月〇日の〇〇地方裁判所第〇号法廷開廷表
- 平成28年(ワ)第〇〇号事件の期日が開かれた日が分かる文書

2 対応方針

開廷表には、個人の氏名や法人等の名称が記載されることから、個人識別情報（法5条1号）や法人等の正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）の範囲を検討する必要がある。

なお、開廷表の開示申出があった場合に、開示申出人が開廷日に法廷等に掲示した開廷表を特定して申出をしたと解されないときは、民事裁判事務支援システム（MINTAS）等から出力される開廷表も開示対象文書になる。また、開廷状況が分かる文書の開示申出については、MINTASから出力される期日指定状況一覧表を対象とすることも考えられる。

3 マスキング方法

(1) 開廷表における開示・不開示の箇所は、以下の一覧のとおりである。

項目	情報の内容（例）	開示・不開示	開示・不開示の理由
開廷場所	第〇号法廷（〇階）	開示	③
開廷日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇曜日	開示	③
開始/終了/ 予定欄	10:00/10:15/弁論	開示	③
事件番号 / 事件名欄	事件番号 事件名	開示 開示 ※1	① ③
当事者欄	個人の氏名	不開示	法5条1号に相当
	法人等の名称	不開示	法5条2号イに相当
	破産者〇〇破産管財人〇 〇〇 ※2	不開示	法5条2号イに相当
	国、独立行政法人等、地方 公共団体、地方独立行政法 人	開示	④
	当事者名の後ろの「外」の 表示 ※3	開示	③

代理人欄	訴訟代理人である弁護士や司法書士の氏名	開示	⑤
	指定代理人の氏名	開示	⑥
	支配人の氏名	不開示 ※4	法5条2号イ
	上記以外の代理人の氏名	不開示	法5条1号
担当欄	担当係	開示	③
	裁判官の官名・氏名	開示	②
	書記官の官名・氏名	開示	②

＜開示する理由について＞

- ① 当事者が個人の場合は、氏名と一体となって個人識別情報となるものの、公表慣行のある情報（法5条1号イ）として開示する。
また、当事者が法人等の場合は、公にすることにより、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報ではないので開示する。
- ② 個人識別情報であるが、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（法5条1号イ）として開示する。
- ③ 当事者が個人の場合は、氏名と一体となって個人識別情報となるものの、部分開示（取扱要綱記第3の2）により開示する。
また、当事者が法人等の場合は、公にすることにより、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報ではないので開示する。
- ④ 訴訟当事者である国の機関等の名称は、公にすることにより、国の機関等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）とは考えられないでの、原則として開示する。
- ⑤ 弁護士や司法書士の氏名が訴訟代理人として記載されている場合は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」（法5条2号イ）であるから、公にすることにより、正当な利益を害するおそれがあるなどの事由がない限り、原則として開示する。
- ⑥ 指定代理人の氏名は、職務遂行に係る公務員の氏名であるから、原則として慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（法5条1号イ）として開示する（11頁総論編6(2)ア参照）

※1 特殊な事件名など、事件名から当事者の氏名・名称が推知されるおそれがある場合は、個人識別情報又は公にすることにより、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報として不開示とすることが考えられる。

※2 破産管財人が行う破産財団に関する訴えは、破産管財人の管財業務に関する情報であって、公にすることにより破産管財人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たる。また、「破産者〇〇破産

「管財人〇〇〇」全体が当事者の表示であることから、その全体をマスキングする。

※3 「外〇名」のように具体的な人数が記載されている場合は、その人数等によって事件が特定されることにより、当事者の氏名・名称が推知されるおそれがあるので、数字部分（「外〇名」のうち「〇」部分）を個人識別情報又は公にすることにより、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報として不開示とする。

※4 法人の名称を不開示とする場合に、代理人支配人の氏名を公にすることにより、商業登記簿等から法人の名称が推知される可能性があるため、当該氏名を不開示とする。

(2) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（氏名）及び公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人等の名称）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙11記載のとおり

8 【配席図・職員配置図】

1 申出の内容の例

- ・裁判官、書記官、事務官などの所属ごとの氏名と座席表
- ・○○裁判所○○訟廷事務室の配席の分かるもの

2 対応方針

配席図・職員配置図については、警備上の問題等の観点から支障がないかを各庁舎の具体的な警備状況等を踏まえて考慮し、マスキングの範囲を検討する必要がある（※1、2）。

下級裁判所における方針としては、来庁者が自由に入り出しができる部屋（訟廷事務室、書記官室、家庭裁判所調査官室等）については開示し、当事者が自由に入り出しができない部屋 [REDACTED] については、公にすると庁舎管理上の問題や警備上の問題等が生じるおそれがあるため、庁舎管理上や警備上の事務支障（法5条6号）により、その位置関係も含めてマスキングを検討することとなる。

また、警備上配慮を要する備品や設備 [REDACTED] も、警備上の事務支障（法5条6号）により、マスキングするのが相当と考えられる。

※1 警備事務支障を考えるに当たって考慮する要素としては、入構制限等の警備状況のほか、案内図等の他の方法による執務室の特定の可否、業務内容を含む施設の特性、該当する執務室が加害行為等の対象となる可能性、特定の執務室の位置が開示された場合に以後の警備体制に与える影響等が考えられる。下級裁判所においては、当事者が入構してしまえば、庁舎内を自由に往来が可能であるため、通常自由に入り出しができない部屋や設備については、原則として不開示とすることになる。

※2 配席図や職員配置図に類するものとして、庁舎における執務室の位置関係等が分かる平面図や見取図等の図面が開示対象となることもある。

庁舎平面図や見取図についても、開示に当たっての対応方針は、配席図・職員配置図と異なるところはない。ただし、庁舎平面図や見取図には、[REDACTED] が記載されている場合も多く、これらは、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報（法5条4号）及び庁舎管理上や警備上の事務に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）として、その位置関係も含めて（したがって、[REDACTED]）マスキングを検討することとなる。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

- ア 表題部分（例 ○○部座席配置図）
- イ 職員氏名…「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号イ）として開示する（11頁総論編6(2)ア参照）。
- ウ 官職名（書記官、事務官、○○係長、訟廷管理官、課長等）…「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号イ）として開示する。
- エ 代表電話番号…対外的に公表されている電話番号であり、公にしても裁判所の事務支障はないので開示する。
- オ 内線番号、直通の電話番号、ファクシミリ番号で、ホームページ、官報、公告書面等で対外的に公表しているもの
- カ ロッカー、パソコン、テーブル等の備品
- キ 職員専用出入口…来庁者から容易に認識できる場合（一般来庁者が通行可能な廊下に面しているなど）は、警備上の事務支障はないと考えられる。

(2) 不開示部分及び不開示の理由

- ア 来庁者が自由に出入りできない部屋及び部屋の名称
…事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
(法5条6号)
- イ 警備上配慮が必要な備品や設備
…事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）
- ウ …個人識別情報（法5条1号）。
- エ ホームページ、官報、公告書面等で対外的に公表されていない内線番号、直通の電話番号、ファクシミリ番号…事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）に相当し、不開示となる。ただし、内線番号等の「内線、TEL、FAX」の部分は、開示する。
なお、職員個人ごとに割り当てられている内線番号等については、職員氏名と一体となって個人識別情報（法5条1号）にも相当すると考えられるから、この場合、重畳的に個人識別情報と事務支障情報として不開示となる。

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報及び公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号、内線番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、

これらの情報が記載された部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙12記載のとおり

9 【職員配置表】

1 申出の内容の例

- ・ ○○裁判所職員配置表
- ・ ○○裁判所の職員の名前が分かる文書
- ・ ○○裁判所に所属する職員及びその肩書が分かる文書

2 対応方針

職員配置表は、各職員の所属、氏名、官職等の個人識別情報（法5条1号）が集合したものであり、職務遂行情報（同号ハ）には相当しないが、公表慣行のある情報（同号イ）として開示対象となる。開示に当たっては、それぞれの情報に公表慣行があるか、公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすか（同条6号）という観点からマスキングの要否を検討する必要がある。

職員の氏名とともに記載されている所属や官職等の情報は、職員ごとに氏名と一緒にとなって個人識別情報となるが、裁判所における職員配置表では、職員の配置に関する情報には公表慣行があると考えられる。

また、職員配置表には、ホームページ、官報、公告書面等で対外的に公表していない内線番号や電話番号等が記載されている場合があるが、これらの番号は公にすると裁判所の事務に支障が及ぶおそれがある情報に当たると考えられる。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

- ア 表題部分（例 ○○裁判所職員配置表）
- イ 以下の情報は、職員氏名と一緒に個人識別情報となるものの、公表慣行のある情報として開示する（11頁総論編6(2)ア）。
 - (ア) 所属（総研入所中の表示や在外研究の表示も含む。）
 - (イ) 職員氏名
 - (ウ) 官職名（書記官、事務官、○○係長、訟廷管理官、課長等）
 - (エ) 内線番号、直通の電話番号、ファクシミリ番号で、ホームページ、官報、公告書面等で対外的に公表しているもの
 - (オ) セクハラ相談員の表示
 - (カ) 裁判官の期別の表示
- ウ 代表電話番号…対外的に公表されている電話番号であり、公にしても裁判所の事務支障はないので、開示する。

(2) 不開示部分及び不開示の理由

ア 特定の部署に配置されている職員の以下の情報は、その氏名と一体となって個人識別情報であり、法5条1号ただし書イ、ロ、ハに相当する情報に該当せず、個人識別部分である氏名が開示されていることから、部分開示（取扱要綱記第3の2）をすることができないため、不開示となる。

- (ア) [REDACTED]
- (イ) [REDACTED]
- (ウ) [REDACTED]

イ ホームページ、官報、公告書面等で対外的に公表されていない内線番号、直通の電話番号、ファクシミリ番号…事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）に相当し、不開示となる。ただし、内線番号等の「内線、Tel、FAX」の部分は、開示する。

なお、職員個人ごとに割り当てられている内線番号等については、職員氏名と一体となって個人識別情報（法5条1号）にも相当すると考えられるから、この場合、重畳的に個人識別情報と事務支障情報として不開示となる。

ウ 配置部署とは別に職員配置表の枠外等に記載されている [REDACTED]
[REDACTED] の職員については、 [REDACTED] の表示、官職、氏名が一体となって個人識別情報であり、法5条1号ただし書イ、ロ、ハに相当する情報に該当せず、部分開示も不相当であるから氏名も含めその全体が不開示となる。

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報及び公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号、内線番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙13記載のとおり

10 【法曹会職員録】

1 申出の内容の例

- ・ 法曹会職員録（〇〇地方裁判所）
- ・ 平成〇〇年から同△△年までの〇〇地裁の裁判官、書記官の在籍名簿

2 対応方針

法曹会職員録は、法曹会会員のみに販売され法2条2号にいう不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものではないことから、司法行政文書に該当すると考えられる（3頁総論編2参照）。

また、同職員録は、1冊全体が一文書であると考えられることから、申出が「〇〇地方裁判所」と限定されている場合、該当箇所を抜粋したものを開示に代わる情報の提供（30頁総論編12）をする方が申出人の目的に沿うものと言えよう。

なお、法曹会職員録に記載されている職員の氏名、住所及び電話番号は、一体として個人識別情報（法5条1号）となるが、職員の住所及び電話番号欄に、所属府の所在地及び代表電話番号が掲載されている場合、当該住所及び電話番号は、公表慣行のある情報（同号ただし書イ）として開示するものと考えられる。

おって、法曹会職員録を特定した開示申出ではなく、一般に職員名簿、職員一覧等の開示を求められた場合には、申出の内容に応じて各庁で作成している職員配置表を開示することが相当な場合もあると考えられる。

3 マスキング部分

- ア 対外的に公表されていない電話番号等…個人識別情報（法5条1号）及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）
- イ 職員個人の住所及び電話番号（所属府の住所及び代表電話番号を掲載している場合を除く）…個人識別情報（法5条1号）

4 司法行政文書の開示についての通知書の記載例

別紙14記載のとおり

5 提供する文書の形式及びマスキング例

別紙15記載のとおり

1.1 【出勤簿】

1 申出の内容の例

平成〇〇年の職員〇〇〇〇の出勤簿

2 対応方針

出勤簿は、全体が特定の職員の個人識別情報（法5条1号）であって、その中に公務員の職務遂行に関する情報（同号ハ）が含まれていると考えられるため、不開示部分について丁寧な検討が必要である。

裁判官について申出がされた場合、裁判官休暇管理簿が作成されていることがあるが、これは裁判官の休暇を管理するものである（出勤を管理するものではない）から、裁判官休暇管理簿が開示対象となるかは、申出の内容を踏まえて検討することになる。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

「」、「出張」の表示

法5条1号ただし書ハの職務遂行の内容に係る情報に相当し、開示する。

なお、当該部分を開示することで、それ以外の日に、一日又は一定の時間、公務に従事しなかったことが明らかになるが、公務に従事しなかった具体的理由まで明らかになるものではないことから、私事に関する情報を開示することにはならない。

※ 異動があった職員については、異動の前後で出勤簿に出勤等の記入がない箇所が生じるが、当該箇所は開示する。ただし、備考欄等に引き継がれる休暇残日数が記載されている場合は、(2)と同様に個人識別情報として不開示とすることが相当である。

(2) 不開示部分及び不開示の理由

ア 「ネ」、「ヒ」、「ト」、「フ」等の表示及び集計欄

職員の休暇の種別、その原因ないし内容や取得状況を示す情報であり、これらの情報は各職員の健康や生活の方針、態度に関わるなど各職員の私生活の内容に関わるものであり、法5条1号ただし書ハに相当するとは認められず、同号ただし書イ及びロに相当する事情も認められない。

また、集計欄中の「年次休暇」欄、「年次累計」欄、「病気休暇」欄以外の空欄部分は、職員によって使用の有無が異なるが、当該部分が不開示とな

っている職員については、「年次休暇」、「病気休暇」以外の休暇等を取得しているという私的な事情が明らかになるため、全ての職員について当該空欄部分は見出し部分も含めて個人識別情報として不開示とするのが相当である。

イ 備考欄

休暇の種別以外の情報がある場合には、別途検討が必要となる。

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分及びその理由」の記載例

「個人識別情報（休暇に関する情報）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙16記載のとおり

なお、11月26日に申出がされた場合を想定している。

12 【旅費請求書（職員に係るもの）】

1 申出の内容の例

- 平成〇〇年度の職員の出張に係る旅費の請求書

2 対応方針

旅費請求書は、全体が職員の旅費請求に係る個人識別情報（法5条1号）であり、このうち同号ただし書各号に相当する部分を開示することとなる。

氏名、官職等は、原則として、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（法5条1号イ）として開示し、その他旅費請求に係る職務遂行情報（同号ハ）についても開示することとなる。また、請求者が裁判官その他の職員でなく、調停委員等の非常勤職員である場合や、各種委員会の委員である場合には、その職務内容をふまえて個別に不開示部分を検討する必要があるので注意が必要である（司法修習生については、63頁各論編13【旅行命令簿】参照）。

申出の内容が「旅費関係書類」「旅費の支出に関する書類」などと記載され、支出決定決議書その他の文書も求められている場合もあるので、必要に応じて補正を促すなどし、正しく文書が特定されるようにする。

なお、様式や記載事項は府ごとに少しずつ異なっている実態があるので、不開示部分については3(2)の例示にかかわらず、個別具体的に検討する。

3 マスキング方法

(1) 開示部分における留意点

ア 支出官等及び請求者の所属、官職、氏名…「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号イ）として開示する（11頁総論編6(2)ア参照）。

イ 出発地、到着地、宿泊地のうち(2)により不開示にしない部分…旅費請求に係る職務遂行情報（法5条1号ハ）として開示する（13頁総論編6(2)イ参照）。

ウ 精算額、運賃、日当等の金額及び旅程…旅費請求に係る職務遂行情報（法5条1号ハ）として開示する（13頁総論編6(2)イ参照）。

※ 地域によっては、市町村名と開示される情報（裁判所名等）を照合することにより、事件や事件当事者の特定につながるおそれがあり、そのような場合には、その特性に応じてマスキングの要否を検討する。

(2) 不開示部分及び不開示の理由（いずれも個人識別情報【法5条1号】）

ア 職務の級（判事における「指定職相当」を除く。）

※ 指定職の記載については、昭和61年9月12日付け事務総長依命通達「内国旅行の旅費について」記1(1)、別表第1により、判事の職務の級は一律「指定職」と定められているため、判事という官職を明らかにしている以上、職務の級を不開示とする必要がない。

イ 裁判所職員の印影

ウ 事件出張（証拠調べ、進行協議、現地調査など具体的な事件処理のための出張）の場合以下の項目…事件や事件当事者の特定につながるおそれがある。単なる裁判事務のための出張（事務連絡、記録送付等）や司法行政事務調査にとどまる場合には、特段配慮すべき個人情報はないと思われ、マスキングは不要と考えられる。

(ア) 備考欄等に記載された事件当事者の特定につながる事件出張先住所

(イ) 事件番号

エ 職員が自宅から旅行を開始した場合（又は用務終了後自宅に直接帰宅した場合）以下の項目

(ア) 出発地・到着地欄に記載された自宅が所在する地名

※ 「自宅が所在する地名」は、氏名と併せて個人識別情報に相当するが、旅費請求書記載の職員氏名は、原則として法5条1号イにより開示することとなり、特定の個人を識別することができることとなる記述等（個人識別部分）である氏名が開示されている以上、「自宅が所在する地名」を部分開示（取扱要綱記第3の2）することができず、不開示となる。

ただし、例外的に氏名を不開示とした場合に、「自宅が所在する地名」のみでは個人を特定できないときは、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないと判断できるため、取扱要綱記第3の2により、当該情報を部分開示することとなる。

(イ) 備考欄等に記載された職員の自宅住所

オ その他備考欄等に記載された用務で、個人に関する情報（用務として記載された「永年勤続表彰」のような記載等）

（参考）

旅程表が対象文書となる場合、旅程表の次の情報は、職員の個人識別情報（法5条1号）として不開示となる。

- ① 「定期券利用」のチェック欄、定期券所持の有無の記載（「定期券所持区間」、「通勤定期券を使用」等）及び定期券の区間
- ② 「私事旅行を含む」のチェック欄
- ③ 職員が自宅から旅行を開始した場合（又は用務終了後自宅に直接帰

宅した場合) の職員の自宅最寄りの出発地(到着地)と用務先の最寄りの鉄道の駅との間の経路に関する次の情報

- ・ 出発時刻、到着時刻
- ・ 出発地欄、到着地欄の駅名、地名(用務先の最寄りの鉄道の駅名を除く。)
- ・ 経路欄の交通種別
- ・ その他不開示とした経路を推認させる情報(運賃等)

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報(職務の級、裁判所職員の印影、到着地等)が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙17記載のとおり

なお、マスキング例は、事件出張において勤務庁から出発し、自宅へ直接帰宅した場合を想定している。

13 【旅行命令簿】

1 申出の内容の例

- 裁判官○○○○○の旅行命令簿

2 対応方針

旅行命令簿は、特定の職員等の旅行に係る情報が記載されており、全体が氏名と一緒に個人識別情報（法5条1号）となるが、職員の旅行に係る情報の中には、公務員の職務遂行の内容に係る情報が含まれていると考えられる。基本的な考え方は以下のとおりであるが、その他、用務先や実質的な用務内容によっては、人事管理その他の事務支障（法5条6号ニ等）に当たることを踏まえ個別の検討を行う必要がある。また、旅行者が裁判官その他の職員でなく、調停委員等の非常勤職員である場合や、各種委員会の委員である場合にも、その特性に応じた検討が必要である。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

職員の旅行命令簿における以下の各欄に記載の情報は、公表慣行のある情報（法5条1号イ）として開示する。

- ア 所属部局課
- イ 官職
- ウ 氏名
- エ 発令年月日
- オ 用務及び用務先 ((2)で不開示とする情報を除く。)
- カ 旅行期間
- キ 概算払
- ク 精算払

(2) 不開示部分及び不開示の理由（いずれも個人識別情報（法5条1号））

ア 旅行者の住所

イ 職務の級（判事における「指定職相当」を除く。）

※ 指定職の記載については、昭和61年9月12日付け事務総長依命通達「内国旅行の旅費について」記1(1)、別表第1により、判事の職務の級は一律「指定職」と定められているため、判事という官職を明らかにしている以上、職務の級を不開示とする必要がない。

ウ 裁判所職員の印影

- エ 口座情報（事務の便宜のため記載されている場合）
- オ 旅行者の最寄り駅（メモ書きされている場合）
 - ※ 60頁各論編12【旅費請求書（職員に係るもの）】参照
- カ 事件番号
- キ 用務先に記載された個人の住所
- ク 事件当事者の特定につながる地名、用務先及び最寄り駅等の記載
- ケ 司法修習生については、住所、印影に加えて氏名も個人識別情報（法5条1号）として不開示とするのが相当である。その他、調停委員等の非常勤職員、各種委員会の委員等の場合は、その特性に応じた検討が必要となろう。

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（住所、職務の級、裁判所職員の印影等）が記載されており、これら情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙18記載のとおり

14 【支出決定決議書（支出負担行為即支出決定決議書）】

1 申出の内容の例

- ・ ○○制度に関して宣伝広告推進に関する支出が分かる文書

2 対応方針

「○○の支出が分かる文書」という開示申出に対しては、支出決定決議書（支出負担行為即支出決定決議書を含む。以下同じ。）を開示するという対応が考えられるが、支出決定決議書に添付される請求書等を併せて開示したり、むしろ請求書等のみを開示するのが相当な場合もある。差し支えのない範囲で開示申出人の意向を確認したり補正を求めるなどして、申出の趣旨、内容を的確に把握すべきである。

本項では支出決定決議書を開示する場合の不開示部分を検討するが、債主が個人か法人（事業を営む個人を含む）かにより、不開示部分が異なることに留意する。

3 マスキング方法

(1) 不開示部分及び不開示の理由

- ア 裁判所職員の印影…個人識別情報（法5条1号）
- イ 債主が法人又は事業を営む個人の場合における口座情報（預貯金種別を含む。）…法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）
- ウ 債主が個人の場合における以下の項目…個人識別情報（法5条1号）
 - (ア) 口座情報（預貯金種別を含む。）
 - (イ) 債主の氏名又は名称欄に記載された氏名、債主コード等
ただし、債主が職員である場合、職員氏名は、慣行として公にすることが予定されている情報（法5条1号イ）に当たることから（11頁総論編6(2)ア参照），開示する。
 - (ウ) 住所欄に記載された住所
- エ その他、摘要欄等に記載される以下のような項目
 - (ア) 裁判所が業務で使用し公開していない電話番号…事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）
 - (イ) 官用車の車両番号…公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）かつ警備上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）
 - (ウ) 事件番号…個人識別情報（法5条1号）又は法人等の権利、競争上の地

位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）

(2) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

ア 債主が法人又は事業を営む個人の場合

「個人識別情報（裁判所職員の印影），公にすることにより法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（口座情報等），公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（車両番号）及び警備上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（車両番号）が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号，第2号イ，第4号及び第6号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

イ 債主が個人の場合

「個人識別情報（裁判所職員の印影，住所，氏名等），公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（車両番号）及び警備上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（車両番号）が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号，第4号及び第6号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙19記載のとおり

15【報酬請求書（刑事事件の鑑定人・通訳人）】

1 申出の内容の例

- ・ 平成〇〇年〇月から〇月までの諸謝金の執行内訳が分かる文書
- ・ 平成〇〇年（わ）第〇〇号事件について通訳人に支払った金額が分かる文書

2 対応方針

上記1のような申出の場合、各種報酬請求書が対象文書として考えられる。

各種報酬の執行は、鑑定人等から提出される事件に関する請求書のほか、裁判所が支出書を作成し報酬を支払うカウンセリング謝金、セミナー等の講師謝金及び各種会議の外部出席者に対する出席謝金などの司法行政に関するものがあり、その範囲は多岐にわたっていることから、開示申出人に、対象文書をある程度特定してもらうよう促して、より開示申出人の真意に沿った対応を行うようになるのが相当である（諸謝金ではなく委員手当〔各種委員会の委員に対して支給するもの〕を求める申出である場合もある。）。本例では、主に標題の2類型の文書が対象文書として特定された場合を検討する（なお、講師謝金等に関する考え方については、後記（参考）参照）。

不開示部分として考えられるのは、一般的には、事件情報が事件当事者の個人識別情報（法5条1号）となること、請求者情報が個人識別情報となること等である。

ただし、請求者が法人又は弁護士等の事業を営む個人である場合（以下「法人等」という。）で、その事業に関して請求書が作成されている場合、その請求者情報は個人識別情報ではなく「法人又は事業を営む個人」に関する情報となり、法5条2号により開示の当否を検討することになるので注意する。

※ なお、請求者が事業を営む個人であるかについては、氏名、住所及び振込口座名等から個別に判断することとなるが、それらの記載のみでは明らかでない場合には、事件部等の担当者に確認したり、同担当者を通じて請求者に確認することも考えられる。

3 マスキング方法

（1）不開示部分及び不開示の理由

- ア 裁判所職員の印影…個人識別情報（法5条1号）
- イ 請求者が個人である場合、氏名・住所・印影…個人識別情報（法5条1号）
- ウ 請求者が法人等の場合の印影…法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）

法人等の印影については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」（法5条2号）に相当するものであって、その印影は、当該書類が真正に作成されたことを示す認証的な機能を有し、これをそのまま公にすると、偽造悪用され、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報である。

なお、弁護士の氏名・住所等は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」（法5条2号）に相当し、公にすることにより、正当な利益を害するおそれがあるなどの事由がない限り開示することとなる。

- エ 事件番号…個人識別情報（法5条1号）（※）又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）
- オ 事件名…個人識別情報（法5条1号）
- カ 被告人氏名、少年氏名…個人識別情報（法5条1号）
なお、「被告人」「に対する」という表記は開示する。
- キ 口座情報…請求者が個人の場合は個人識別情報（法5条1号）、法人等の場合は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）

※ 当該事件で鑑定等が行われたという機微な情報と共に記載された事件番号であり、当該事件番号には公表慣行（法5条1号イ）は認められないで不開示となる。

（2）開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

ア 請求者が個人の場合

「個人識別情報（住所、氏名、請求者の印影、裁判所職員の印影、事件番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

イ 請求者が法人等の場合

「個人識別情報（裁判所職員の印影、事件番号、被告人氏名等）及び公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（請求者の印影、口座情報等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙20記載のとおり

(参考) 講師謝金等について

請求者が個人である場合、支給額は氏名と併せて個人識別情報（法5条1号）に当たるため、両者とも不開示とするのが基本となるが、氏名を不開示することにより、支給額を開示しても個人の権利利益を害するおそれがないと認められる場合は、取扱要綱記第3の2により支給額を部分開示することとなる。個人の権利利益を害するおそれの有無については、個別に検討することとなる。

請求者が当該セミナーの講師として出席したことがホームページに掲載されているような場合や、各種委員会の委員等、非常勤職員の職務遂行情報に当たる場合は、当該請求者の氏名は、法5条1号イにより、開示することとなる。その場合、支給額は、上記のとおり個人識別情報であり、個人識別部分である氏名が開示されていることから部分開示できず（14頁総論編6の脚注10参照），不開示となる。

16 【請求書、契約書】

1 申出の内容の例

- ・傍聴人の抽選で使用するリストバンドの単価が分かる文書

2 対応方針

支払いの前提となる請求書は、業者により様々な形態である。ここでは一般的な請求書（契約に基づく支払いのもの）を例に通常問題となる不開示部分を検討するが、実際の対応に当たっては、記載事項をよく吟味する必要がある。

なお、契約書については、次の3(1)の情報が不開示となるほか、事務支障（法5条6号）の観点からも不開示部分を検討する。

3 マスキング方法

(1) 不開示部分及び不開示の理由

ア 社印、代表者印の印影…法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）。

印影については、「法人その他の団体に関する情報」（法5条2号）に相当するものの、その印影は、当該書類が真正に作成されたことを示す認証的な機能を有するものであり、これをそのまま公にすると、偽造悪用され、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 業者の事務担当者（代表者その他商業登記簿に現に登載されている者以外の社員等）の氏名、印影…個人識別情報（法5条1号）

ウ 口座情報…法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）

※ その他商品名や仕様によっては、法5条6号の事務支障情報に当たる場合もあり得るので注意する。例えば、傍聴券に代わる手段としてリストバンドを購入した事例において、リストバンドの商品名や仕様が詳細に請求書に記載されている場合には、今後の抽選業務に支障が生じる危険性を考慮して、不開示とする必要性を検討すべきである。

(2) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（氏名、担当者の印影）及び公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（社印及び代表者の印影、口座情報）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情

報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙21記載のとおり

17 【入札経過調書、開札経過調書（物品・役務調達）】

1 申出の内容の例

- 平成〇〇年〇月の〇〇〇の製造に関する入札に関する書類

2 対応方針

入札経過調書や開札経過調書とともに、入札書も存在するところだが、入札経過調書や開札経過調書を開示することでほとんどの情報が開示できることから、特に明示してこれらが求められない限り入札経過調書や開札経過調書を開示する例が多いと思われる。

入札経過調書や開札経過調書の様式は各庁でまちまちであり、ここでは一般的に入札経過調書や開札経過調書の記載項目について検討する。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

契約（案件）名、入札日時、場所、入札参加業者名及び入札金額、落札金額、落札・不落札判定、入札立会者（職員）及び作成者等については、原則として不開示部分はない。

(2) 不開示部分及び不開示の理由

ア 裁判所の予定価格、調査基準価格、予定価格との差額（※）、落札率…契約に係る事務に関し、国の財産上の利益を不当に害するおそれがある情報（法5条6号ロ）。

ただし、以下に該当する場合には、不開示にする理由はない。

（ア）予定価格を公表している場合

（イ）予定価格を公表していない場合でも他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるとき又は契約事務に支障を生じるおそれがないと認められるとき

※ 「落札者の入札金額と予定価格との差額」が記載されているような場合には、これも不開示とする。

イ 入札立会者（入札参加者側）の氏名…個人識別情報（法5条1号）

ウ 裁判所職員の印影…個人識別情報（法5条1号）

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

ア 「国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより契約に係る事務に関し、国の財産上の利益を不当に害するおそれがある情報（裁

判所の予定価格)が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号ロに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

イ 「個人識別情報(氏名、裁判所職員の印影)が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙22記載のとおり

1.8 【営繕工事における予定価格の積算資料】

1 申出の内容の例

○○地家簡裁序新営建築工事における積算資料（工事費内訳書、別紙明細書、代価表、メーカー見積り比較表、メーカー見積書、単価表、共通費計算書）

- ※ 建築のほか、電気、機械等の設備工事や耐震改修工事などの営繕工事に関するもの
- ※ 申出書において予定価格算定の根拠となる文書を意味するものを含む。
- ※ 工事費内訳書については、予定価格内訳書と表記する場合もある。

2 対応方針

近時、建設業界における受注競争の激化に伴い、公共工事の調達関連情報の開示請求を積極的に行う企業が増加している。今後も工事規模の大小にかかわらず、開示請求が増加することが予想されるため、一定の対応方針を定めることとした。

営繕工事における積算資料に該当する文書は、以下のものがあり、それぞれ検討する。

(1) 工事費内訳書

工事費内訳書のうち、別紙明細部分を含まない工事費内訳書を開示したとしても、今後の入札手続における予定価格を事前に推認される恐れはなく、開示することが相当である。

(2) 工事費内訳書の別紙明細部分

工事費内訳書のうち、別紙明細部分は、工事費内訳書で単価が「一式いくら」とされているものに関し、その内訳が記載されているものであり、基本的には工事費内訳書と同種の書面であるため、これも開示することが相当である。

(3) 代価表

代価表は、単価の資料となるものが定型的に存在しない場合（特殊な材料、工事工程等）に、

個々の工事項目に引用するために作成するものである。代価表の様式にメーカー名や製品名などを特定する記載がある場合には、これを開示することによって、将来的に他の工事で裁判所の予定価格が高い精度で推定される事態になることや、工事以外の局面で業者から見積書を徴集する場合に【】を意識した見積書が提出され、正確な予定価格の算定を阻害するような事態が想定されることから、これに相当する情報は、法5条6号ロの事務支障情報として不開示とすることが相当である。

(4) メーカー見積り比較表、メーカー見積書及び単価表

メーカー見積り比較表は、前記の代価表と同様に単価の資料となるものが定型的に存在しない場合に、[REDACTED]

[REDACTED] が公表された場合、前記代価表と同じく法5条6号の事務支障情報に相当する部分は、不開示とすることが相当である。

また、前記見積り比較表の前提となるメーカー見積書及び単価表についても、一見すると何ら開示に支障のない見積書や単価表とも見えるが、これを開示することは、工事費内訳書と比較することにより、いわばモザイク・アプローチの方法によりいくつかの開示文書を総合すれば[REDACTED]

[REDACTED] これも法5条6号の事務支障に相当することから、該当部分を不開示とすることが相当である。

(5) 共通費計算書

共通費計算書については、共通費の中の、①共通仮設費、②現場管理費、③一般管理費等の3つの共通費計算書が該当する。これらの文書はいずれも不開示事由に相当する情報はないため、全て開示することが相当である。

※ 裁判所庁舎の営繕工事に係る文書には、[REDACTED]

[REDACTED] の場所を推認させるような情報が記載されている場合がある

[REDACTED]。この情報

は、裁判所の庁舎管理事務や警備事務に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）に相当すると考えられるので、この情報が記載されている部分を不開示とする[REDACTED]

[REDACTED]。

また、庁舎の施錠に用いる[REDACTED]の仕様についても、公共の安全や秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）及び庁舎管理事務や警備事務に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）に相当する場合がある。

3 不開示通知書「開示しないこととした理由」の記載例

(1) 上記2の(3)、(4)については以下のとおり

「国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより契約に係る事務に関し、国の財産上の利益を不当に害するおそれがある情報が記載さ

れており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号ロに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

(2) 上記※のような不開示情報がある場合については以下のとおり

「公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報並びに公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第4号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

19 【管財事務の手引】

1 申出の内容の例

- ・ ○○地方裁判所民事○○部が作成した「管財事務の手引」

2 対応方針

司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれず、裁判事務に関する文書には、裁判に密接に関連する事項について、裁判官等が申合せを行った結果を記載し、裁判所の裁判部において管理している文書が含まれると考えられる（委員会答申平成27年度（情）答申第3号等参照。）。

破産事件の担当部において作成された「管財事務の手引」は、同部の裁判官及び書記官が個々の管財事件処理の参考とするために、破産管財人の業務について、複数の裁判官等が申合せを行った結果などを記載した文書であり、裁判の適正を確保するための裁判事務に関する文書であって、司法行政事務に関して作成又は取得した司法行政文書には該当しない。もっとも、協議会等の資料として使用された場合など現に保有する司法行政文書中の一部として存在していることが判明した場合には、裁判事務の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報の有無を検討するなど特段の考慮が必要である。

3 不開示通知書「開示しないこととした理由」の記載例

「1の文書は、司法行政文書として作成又は取得していない。」（探索の結果、事務局や訟廷において司法行政目的での取得がなかった場合）

4 便宜供与としての情報提供

平成3年3月民事裁判資料第193号「破産事件執務資料」第169頁以下に①ア及び②アの文書、平成11年1月民事裁判資料第224号「倒産法制改正関係資料」151頁以下に①イ及び②イの文書がそれぞれ掲載され、いずれの民事裁判資料も刊行物として販売されている。

したがって、開示の対象となる司法行政文書からは除外されるが（法2条2項1号相当）（3頁総論編2参照）、①及び②について司法行政上の便宜供与として情報提供する対応も考えられる。

① 東京地方裁判所民事第20部作成

ア 「破産管財人となられた方へ」平成2年1月改訂版（付 破産管財人の税務の手引）

イ 「破産管財人となられた方へ」平成10年1月改訂版（付 破産管財人の税務の手引）

② 大阪地方裁判所第6民事部作成

ア 「破産管財人となる人のために」昭和56年4月改訂版

イ 「破産管財人となる人のために」平成9年6月改訂版

20 【民事調停委員名簿、家事調停委員名簿】

1 申出の内容の例

- ・ ○○地方裁判所管内の民事調停委員名簿（平成〇〇年〇月〇日現在）
- ・ ○○家庭裁判所管内の家事調停委員名簿（平成〇〇年〇月〇日現在）

2 対応方針

調停委員名簿は、調停委員ごとに各行に記載された調停委員の氏名やその他の当該調停委員に係る情報全体が、一体として法5条1号の個人識別情報に相当する。また、その情報の中には法5条6号の事務支障情報に相当する情報も含まれている。

もっとも、調停委員は非常勤の裁判所職員であるから、調停委員の氏名（ふりがなを含む。）や性別のほか、調停委員の社会的経験を表すような所属裁判所名、所管裁判所名、職種及び任命年月日の各欄記載の情報についても、国民に対する説明責任の観点から、原則として、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号イ）に相当する情報であるので、開示する（氏名につき、11頁総論編6(2)ア参照）ことが相当である。

なお、任命上申名簿や調停委員候補者名簿等、調停委員として任命される前のものが開示対象文書に該当するときは、必ずしも上述の事情が当てはまらない（この段階では、非常勤の裁判所職員ではない。）ことから、特段の考慮が必要となる。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

以下のものは、個人識別情報（法5条1号）であるが、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号イ）に相当することから開示する。

- ア 氏名
- イ 氏名ふりがな
- ウ 性別
- エ 所属裁判所名・所管裁判所名（コード）
- オ 職業等のうち職種 ※1
- カ 最終職歴のうち職種
- キ 役職のうちの次の役職

公益法人の理事、法人の取締役等又は公務員の役職で官報、独立行政法人
国立印刷局編職員録に記載のもの

ク 任命年月日

(2) 不開示部分及び不開示の理由

以下のものは、調停委員の氏名と一体となって個人識別情報（法5条1号）となり、同号ただし書イ、ロ、ハに相当する事情もなく、(1)のとおり個人識別部分である氏名等が開示されていることから、部分開示（取扱要綱記第3の2）ができない（14頁総論編6の脚注10参照）。

- ア 職業等のうち具体的な勤務先及び所属団体名称の部分 ※1, ※2
- イ 最終職歴のうち具体的な勤務先及び所属団体名称の部分 ※1
- ウ 生年月日
- エ 住所
- オ 退職時裁判所等 ※3
- カ 資格 ※2
- キ 指定事件数 ※4

※1 具体的な勤務先等については、個人識別情報（法5条1号）に相当するのでマスキングをするのが相当であるが、抽象的な職種は、社会的経験を表すものであり「慣行により公にされることが予定されている情報」（法5条1号イ）に当たるので開示するのが相当である。

公務員の職種として具体的な官公署名が含まれている場合は、具体的な名称部分を除いて開示するのが相当である。

※2 例外として、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士及び行政書士の各事務所名やその資格については、法律の規定に基づいて各職種団体に備え置かれた名簿の閲覧又は各職種団体への照会を行うことにより誰でも知り得るものであり、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号イ）に当たるので、開示するのが相当である。

※3 「退職時裁判所等」欄については、当該調停委員の具体的な職歴を明らかにするものであり、「慣行により公にされることが予定されている情報」（法5条1号イ）とはいえないから、マスキングをするのが相当である。

※4 指定事件数については、上記のとおり個人識別情報に相当するとともに、公にすることにより、適切な事件指定を行うことが困難になるおそれがあるので「事務支障情報」（法5条6号）にも当たるものとして不開示とするのが相当である。

同欄は、直近2年間の新任調停委員については空欄になっているが、記載の有無にかかわらずマスキングする。

(3) 不開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（生年月日、住所等）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（指定事件数）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙23記載のとおり

2.1 【労働審判員名簿】

1 申出の内容の例

- ・ ○○地方裁判所に所属する労働審判員の名簿

2 対応方針

労働審判員名簿の場合、労働審判員ごとに各行に記載された労働審判員の氏名やその他の当該労働審判員に係る情報全体が、一体として法5条1号の個人識別情報に相当する。もっとも、労働審判員は非常勤の裁判所職員であるから、労働審判員の氏名（フリガナを含む。）や性別のほか、労働審判員の社会的経験を表すような勤務庁、職業等、公職の経験の有無、勤務先業種及び再任者の各欄記載の情報についても、国民に対する説明責任の観点から、原則として、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号イ）に相当する情報であるので、開示する（氏名につき、11頁総論編6(2)ア参照）ことが相当である。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

以下のものは、個人識別情報（法5条1号）であるが、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号イ）に相当することから開示する。

- ア 勤務庁
- イ 氏名
- ウ フリガナ
- エ 性別
- オ 職業等
- カ 公職の経験の有無
- キ 勤務先業種
- ク 再任の有無

(2) 不開示部分及び不開示の理由

以下のものは、労働審判員の氏名と一体となって個人識別情報（法5条1号）となり、同号ただし書イ、ロ、ハに相当する事情もなく、(1)のとおり個人識別部分である氏名等が開示されていることから、部分開示（取扱要綱記第3の2）ができない（14頁総論編の脚注10参照）。

ただし、備考欄については、その記載事項に不開示情報が含まれている場合

に、対応する不開示事由を理由としてマスキングを行う。

- ア 番号
- イ 生年月日
- ウ 住所
- エ 勤務形態
- オ 勤務先名称
- カ 連絡先（電話番号、FAX番号、e-mail）
- キ 所属上部団体
- ク 勤務先の規模
- ケ 「使用者側のみ記入」欄（記入のある場合）
- コ 「労働者側のみ記入」欄（記入のある場合）
- サ 研修等履修状況
- シ 備考欄（不開示情報の記載がある場合）

（3）開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（番号、生年月日等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙24記載のとおり

なお、開示部分のうち、(8)職業等欄、(12)公職の経験の有無欄、(13)勤務先業種欄及び(21)再任者欄の記載内容を説明するため、「労働審判員名簿の「(8)職業等」欄、「(12)公職の経験の有無」欄、「(13)勤務先業種」欄及び「(21)再任者」欄の記載内容説明書」（別紙25）を添付する。

2.2 【裁判員候補者選定録】

1 申出の内容の例

- 平成〇〇年〇月〇日から〇日まで、〇〇地裁で行われた〇〇事件の裁判員裁判について、裁判員候補者の選定人数が分かる文書

2 対応方針

裁判員候補者選定録は、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第16条により、府として裁判所が作成する司法行政文書であり、個別の裁判員裁判事件において呼び出すべき裁判員候補者を選定した結果を記録化しているものである。裁判員候補者選定録に記載される情報は、被告人等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（個人識別情報）である。また、被選定者名簿は、裁判員候補者ごとに各行に記載された情報全体が、一体として個人識別情報に当たる。

方針としては、裁判員候補者選定録については、氏名等と一体となる個人識別情報の範囲を特定した上、法5条1号ただし書イ、ロ、ハにより開示すべき部分を検討し、さらに氏名等の個人識別部分が開示されていない場合には部分開示（取扱要綱記第3の2）の適否を検討する。一方、被選定者名簿は、上記のとおり裁判員候補者ごとに各行全体が個人識別情報となり、法5条1号ただし書イ、ロ、ハに相当する事情はなく、その情報が個人識別部分に当たるため、部分開示はできないと考えられる。

3 マスキング方法

(1) 不開示部分及び不開示の理由

- ア 被告人氏名…個人識別情報（法5条1号）
- イ 裁判所職員の印影…個人識別情報（法5条1号）
- ウ 裁判員候補者ID、氏名、生年月日及び住所…個人識別情報（法5条1号）

※ 被告事件名は、公表慣行のある情報（法5条1号イ）として開示するが、特殊な被告事件名は、それを公にすることによって被告人名が推知されることもあるから、そのような被告事件名については不開示とすることも考えられる。

(2) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（氏名及び裁判所職員の印影等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当するこ

とから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙26記載のとおり

2.3【逮捕状請求書（謄本を含む）、逮捕状（不執行により返還されたものを含む）、通信傍受令状、勾留質問調書（求令状によるもの）、保釈請求書、保釈求意見書、保釈意見書、保釈決定書】

※ いずれも裁判事務に関する文書であるため、文書開示手続の対象とならない。

1 申出の内容の例

- ① 平成〇〇年〇月から同年△月までの間に発付された逮捕状全て
- ② 〇月〇日に申出人を逮捕した事件に関する〇〇警察署が作成した逮捕状請求書及びその付属文書全て並びに〇〇裁判所が発行した逮捕状及びその付属文書全て
- ③ 「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」第5条に規定されている傍受令状のうち、申出人宛てで発付した傍受令状
- ④ 〇月〇日に、〇〇裁判所で行われた勾留手続において、裁判官〇〇が申出人から勾留される事に対して聞いた陳述を書記官が記録した調書
- ⑤ 〇〇容疑者の保釈の決定と決定にいたる過程の文書類

2 対応方針

いずれも裁判事務に関する文書であり、司法行政文書に該当しないことから、文書開示手続の対象とはならず、開示しないこととなる。

司法行政文書不開示通知書の「開示しないこととした理由」の記載については、開示申出人が開示を求めた文書は裁判事務に関する文書であること、裁判事務に関する文書は文書開示手続の対象とならないことを記載する必要がある。

なお、上記1申出の内容の例②～⑤のように特定の個人に関する令状等についての開示申出の場合、当該文書の存在が判明すると、捜査の密行性を損なわせたり、プライバシーの侵害となる場合がある。したがって、不開示通知書の「開示しないこととした理由」中に「仮に存在するとしても」の文言を付け加える必要がある（25頁総論編9(2)カ参照）。

3 不開示通知書「開示しないこととした理由」の記載例

(1) 上記1申出の内容の例①の場合（24頁総論編9(2)イ参照）

「司法行政文書開示手続の対象となる文書は、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、申出人が開示を求めた文書は、裁判事務に関する文書であって、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」

(2) 上記1申出の内容の例②～⑤の場合（25頁総論編9(2)カ参照）

「司法行政文書開示手続の対象となる文書は、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、申出人が開示を求めた文書は、裁判事務に関する文書であって、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」

24【規則、規程、通達等】

対応方針

裁判所が保有する規程、通達、通知、事務連絡等は、文書開示手続の対象となる。「規則集等データベースⅡ」等のJ・NETポータル内のコンテンツに掲載されている規程等（※1）についても、文書開示手続の対象となる。

他方、申出日現在で通用している最高裁判所規則が開示対象文書になると考えられる場合もあるが、最高裁判所規則は官報により公布されることによって広く周知が図られている上、その条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手可能であることから、取扱要綱による司法行政文書開示手続の対象とする必要はないものであり、取扱要綱記第1にいう「司法行政文書」に該当しないため、不開示となる（委員会答申平成28年度（最情）答申第39号参照）（※2）。

なお、開示対象となる通知等の中には、第三者に関する情報が記録されている場合（例えば、通知や回答等に第三者が作成した文書が添付されている場合）もあり、当該情報が不開示情報に該当するか否か疑義があるときには、当該第三者に対し、開示についての意見を求める必要がある（27頁総論編10参照）ことに留意する。

※1 J・NETポータルから印刷した規程等に表示される「添付ファイル」の表示のマスキングについて

J・NETポータルの「規則集等データベースⅡ」に登録されている規程等が開示対象文書となった場合、一部の規程等には規程末尾に「添付ファイル」等の表示が入った状態で印刷されてしまうものがあり、そのような場合は、「添付ファイル」等の表示部分をホワイトマスクした上で開示を実施する（本処理をしたことをもって開示に代わる情報の提供とはしない。）。

※2 この場合の不開示の理由は、「申出に係る文書として、〇〇規則が考えられるところ、最高裁判所規則は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」となる。

(別紙1)

(別紙様式第1)

民事事件記録等閲覧・謄写票(原符)		申請区分	閲覧・ 謄写 ・複製
受付年月日	平成〇〇年〇月〇日	ちょう用印紙額	円
事件番号	平成〇〇年(ワ) 第〇〇〇〇号	事件記録等返還 月日・事件担当 書記官受領印	<input checked="" type="checkbox"/> ○・○ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> □担  <input checked="" type="checkbox"/> ※ <input type="checkbox"/> 却 <input type="checkbox"/> 下 <input type="checkbox"/> 拒 <input type="checkbox"/> 絶
申請人氏名	○○○○	事件担当書記官	 <input checked="" type="checkbox"/> ※
原符番号	第〇〇〇〇号	票受領印	(○部○係)

※ 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。)。

(別紙2)

(別紙様式第2)

刑事事件記録等閲覧・謄写票(原符)		申 請 区 分	記 錄	・	証 拠 物
受 付 年 月 日	平成〇〇年〇月〇日		閲 質	・	謄 写
事 件 番 号	平成〇〇年(わ) 第 〇〇〇〇 号	ち ょ う 用 印 紙 額	円		
被 告 人 等 氏 名	〇 〇 〇 〇	事件記録等返還 月 日・事件 担 当書記官受領印	〇・〇	・	・
申 請 人 氏 名	弁護士 ※1	事件担当書記官	印	※2	□ 担書 □ 却下 □ 拒絶
原 符 番 号	第 〇〇〇〇 号	票 受 領 印	(○ 部 ○ 係)		

※1 申請人が個人の場合、マスキングをする。

※2 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。)。

(別紙3)
民事・行政第一審事件簿マスキング例

平成〇〇年(ワ)

(表面)

事件番号		927		928	
受付	受付区分	○・○・○	④	○・○・○	移
原 告		○○○○		○○○○	
被 告		○○○○		○○○○	
事 件 名		建物明渡		損害賠償	
訴訟の目的の価額		2,345,678 円		3,456,789 円	
ちょう用印紙		17,000 円		23,000 円	
関連事件		当庁 〇〇(ワ) 1240	基 ④ 異	当庁 ()	基 反 異
終局		○・○・○		○・○・○	
結 果		請求認容		和 解	
控訴提起・異議申立て		④ 挑 異	原 被 ○・○・○	控 異	原 被
控訴提起	事件番号	〇〇(ワネ) 77		.	
	終結結果	事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ	
記録送付		1 冊	○・○・○	冊	
民事・行政第一審事件簿	終結結果	○・○・○ 控訴棄却		.	
	上告提起・受理申立て	終結結果	提 ○・○・○	提	・
			受 ○・○・○	受	・
上告審	終結結果	上告	○・○・○	上告	・
		受理	○・○・○	受理	・
上訴審から記録返還		1 冊	○・○・○	冊	
保存	完結		○・○・○		○・○・○
	終期		○・○・○		○・○・○
	記録廃棄				
備考		利害関係人 株式会社△△		.	
担当部	(添付郵便切手) 受領印	1	(7000 円) ④ ※1	2	(7000 円) ④ ※1

※1 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による
(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。)。

(ハ・ワ・手ハ・手ワ・少コ・少エ・人・人ナ・行ウ・行ケ・家ホ・家ヘ)

(別紙3)
民事・行政第一審事件簿マスキング例

平成〇〇年(ワ)

(裏面)

924		925		926	
○・○・○	移	○・○・○	移	○・○・○	移
株式会社〇〇商事		○○○○		独立行政法人〇〇〇〇 ※2	
△△株式会社		国 ※2		○○○○	
約束手形金 (手形異議)		損害賠償		建物明渡	
4,567,890 円		5,678,901 円		678,901 円	
28,000 円		34,000 円		7,000 円	
当庁 〇〇(手ワ) 125	基 反 異	当庁 ()	基 反 異	当庁 ()	基 反 異
○・○・○		・	・	・	・
請求棄却					
控 異 原 被 〇・○・○		控 異 原 被 ・		控 異 原 被 ・	
〇〇(ワネ) 88		()		()	
事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ	
1 冊 〇・○・○		冊 ・		冊 ・	
○・○・○				・	・
控訴棄却					
提 〇・○・○		提 ・		提 ・	
受 ・		受 ・		受 ・	
上告 〇・○・○	上告棄却	上告 ・		上告 ・	
受理 ・		受理 ・		受理 ・	
1 冊 〇・○・○		冊 ・		冊 ・	
	〇・○・○		・		・
	〇・○・○		・		・
3	(7000 円) 印 ※1		(7000 円) 印 ※1		(7000 円) 印 ※1

※1 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による
(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。)。

※2 訴訟当事者である国の機関等の名称は、公にすることにより、国の機関等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報(法5条6号)とは考えられないもので、原則として開示する。

一
・
ワ
・
手
ハ
・
手
ワ
・
少
コ
・
少
エ
・
人
・
人
ナ
・
行
ウ
・
行
ケ
・
家
ホ
・
家
ヘ

民事
・
行政
第一
審
事件
簿

(別紙4)
民事・行政抗告事件簿マスキング例

平成〇〇年(ラ)

(表面)

事件番号		101			102				
受付	受付区分	1	冊	○・○・○	移	2	冊	○・○・○	移
抗告人	○○○○			株式会社○○					
相手方・関係人	○○○○								
事件名	訴訟救助申立却下決定に対する抗告			売却許可決定に対する執行抗告					
原審	裁判所	○○	地 家	○○	支 出 簡	○○	地 家	支 出 簡	
	事件番号	○○(家口) 33			○○(ケ) 450				
	終結局	○・○・○			○・○・○				
	抗告の提起	○・○・○ ○○(家二) 44			○・○・○ ○○(ソラ) 117				
終局		○・○・○			○・○・○				
結果		原決定取消し・自判 (救助付与)			抗告棄却				
抗告の提起等		特 再	抗 相	・	特 再	抗 相	○・○・○		
		許	抗 相	・	許	抗 相	○・○・○		
抗告提起	事件番号				○○(ラク) 1414				
	終結局	事件送付 却下決定 却下命令 取下げ			事件送付 却下決定 却下命令 取下げ				
許可申請 立て て 抗告	事件番号				○○(ラ許) 826				
	終結局	事件送付 不許可決定 却下命令 取下げ			事件送付 不許可決定 却下命令 取下げ				
記録送付		2冊			2冊				
抗告審	終結局	特再 ・			特再 ○・○・○ 棄却				
		許 ・			許 ・				
備考		基本事件○○(家木) 55							
担当部	(添付郵便切手) 受領印	1	(5000円) 印※		2	(3000円) 印※			

※ 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による
(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。)。

民事
・行政
抗告事件簿

（ソラ行ス）

(別紙4)
民事・行政抗告事件簿マスキング例

平成〇〇年(ラ)

(裏面)

98		99		100				
1 冊	○・○・○	移	2 冊	○・○・○	移			
株式会社〇〇 ○○○○		有限会社〇〇		株式会社〇〇 ○○○○				
〇〇社団法人		〇〇株式会社		〇〇〇〇				
移送決定申立却下 に対する抗告		訴訟費用額確定処分に対する 異議申立却下決定		債権仮差押命令申立却下決定 に対する抗告				
〇〇	地 家	支 出 簡	〇〇	地 家	支 出 簡			
〇〇 (モ)	422		〇〇 (モ)	430	〇〇 (ヲ)	27		
○・○・○			○・○・○		○・○・○			
〇〇	○・○・○		〇〇	○・○・○				
〇〇 (ソラ)	66		〇〇 (ソラ)	860	〇〇 (ソラ)	54		
○・○・○			○・○・○		○・○・○			
抗告棄却		抗告棄却		抗告棄却				
特 再	抗 相	○・○・○	特 再	抗 相	○・○・○	特 再	抗 相	
許	抗 相	○・○・○	許	抗 相		許	抗 相	
〇〇 (ラク)	77							
事件送付 却下決定 却下命令 取下げ		事件送付 却下決定 却下命令 取下げ		事件送付 却下決定 却下命令 取下げ				
〇〇 (ラ許)	88		〇〇 (ラ許)	1290				
○・○・○			○・○・○					
事件送付 不許可決定 却下命令 取下げ			事件送付 不許可決定 却下命令 取下げ			事件送付 不許可決定 却下命令 取下げ		
2 冊	○・○・○		3 冊	○・○・○		2 冊	○・○・○	
特再	○・○・○	棄却	特再	○・○・○	棄却	特再	・	・
許	・	・	許	・	・	許	・	・
基本事件平成〇〇年(ワ) 201 号		基本事件平成〇〇年(ワ) 1770 号						
3	(2400 円) 印 ※	4	(1050 円) 印 ※	5	(4500 円) 印 ※			

※ 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による
(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。)。

民事
・
行政
抗告
事件
簿

一
ソ・
ラ・
行
ス

(別紙5)
非訟・民事雑・執行雑・行政雑等事件簿マスキング例

平成〇〇年(モ)

(表面)

事件番号		1015		1016		1017						
受付	受付区分	○・○・○	移	○・○・○	移	○・○・○	移					
申立人		〇〇信用組合		有限会社〇〇 ○〇〇〇		〇〇〇〇						
被申立人		〇〇〇〇		〇〇株式会社		〇〇〇〇						
事件名		担保取消決定の申立て		手数料還付の申立て		移送の申立て						
ちょう用印紙		一円		一円		一円						
基本事件		〇〇(ヨ) 38 合		〇〇(ワ) 39 合		〇〇(ワ) 40 合						
終局		〇・〇・〇		〇・〇・〇		〇・〇・〇						
結果		認容決定		認容決定		却下						
抗告提起・異議申立て		申		申被		申被〇・〇・〇						
抗告提起	事件番号				〇〇(ソラ) 410							
	終局		・		・		〇・〇・〇					
結果		事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ						
記録送付		冊 ・		冊 ・		1冊〇・〇・〇						
抗告審	終局						〇・〇・〇					
	結果						抗告棄却					
上訴審から記録返還		冊		冊		2冊〇・〇・〇						
保 存	完結											
	終期											
	記録廃棄											
備考												
担当部	(添付郵便切手)		1	(160円) 印※		2	(-円) 印※					
	受領印						3 (-円) 印※					

※ 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による
(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。)。

一
チ
・
ヒ
・
借
・
借
チ
・
シ
・
配
チ
・
仲
・
サ
・
モ
・
ウ
・
人
モ
・
人
ウ
・
ヲ
・
行
ク
・
行
タ
・
る
・
む
・
て
・
家
口)

(別紙5)
非訟・民事雑・執行雑・行政雑等事件簿マスキング例

平成〇〇年(モ)

(裏面)

1011		1012		1013		1014	
○・○・○	移	○・○・○	移	○・○・○	移	○・○・○	移
○○株式会社		○○○○		○○○○		○○○○	
有限会社〇〇		○○○○		○○○○		—	
移送の申立て		担保取消決定の申立て		文書提出命令申立て		移送の申立て	
一円		一円		一円		一円	
〇〇(ワ) 65 合		〇〇(ヨ) 74 合		〇〇(ワ) 83 合		〇〇(ワ) 92 合	
○・○・○		○・○・○		○・○・○		○・○・○	
認容決定		認容決定		認容決定		却下	
申 被 ○・○・○	申		申 被		申 被 ○・○・○		
〇〇(ソラ) 188					〇〇(ソラ) 277		
○・○・○		・・		・・		○・○・○	
事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ	
1 冊 ○・○・○		冊 ・・		冊 ・・		1 冊 ○・○・○	
○・○・○						○・○・○	
抗告棄却						抗告棄却	
2 冊 ○・○・○		冊		冊		2 冊 ○・○・○	
1 (160円) 印※		1 (160円) 印※		2 (-円) 印※		3 (-円) 印※	

※ 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による
(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。)。

ヘ
チ
・
ヒ
・
借
・
借
チ
・
シ
・
配
チ
・
仲
・
サ
・
モ
・
ウ
・
人
モ
・
人
ウ
・
ヲ
・
行
ク
・
行
タ
・
る
・
む
・
て
・
家
已

(別紙6)
刑事公判請求事件簿マスキング例

平成〇〇年(わ)

(表面)
裏面記載省略

事件番号		421		422	
受付	受付区分	○・○・○	正不強移	○・○・○	正不強移
被告人		別求保宅放刑 ○○○○			勾別求保宅放刑 ○○株式会社
事件名		覚せい剤取締法違反			廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反
終局		○・○・○		○・○・○	
結果※1		懲役2年 未決 100日算入			罰金200万円
控訴申立て		検 ○・○・○	・	検 ○・○・○	・
記録送付		2冊 ○・○・○		5冊 ○・○・○	
控訴審	終局 結果※1		○・○・○ 控訴棄却(判決) 当審訴訟費用全部負担		○・○・○ 控訴棄却(判決)
	上告申立て	取下げ	検 ○・○・○	・	検 ○・○・○
上告審	終局 結果※1		○・○・○ 上告棄却決定 当審訴訟費用全部負担		○・○・○ 上告棄却決定
	確定事由		期間経過 上訴の放棄 取下げ	期間経過 上訴の放棄 取下げ	
確定		○・○・○		○・○・○	
上訴審からの記録返還		3冊 ○・○・○		7冊 ○・○・○	
検察庁に記録送付		3冊 ○・○・○		7冊 ○・○・○	
備考		平成〇年〇月〇日 上告棄却決定に対する異議申立 平成〇年〇月〇日 異議申立棄却決定 逮捕状、勾留状受領 勾留満了〇年〇月〇日			平成〇年(わ) 513号を併合 弁選受領
担当部	受領印	1	印 ※2	2	印 ※2

刑事公判請求事件簿

(ろ
わ
の)

※1 マスキングが複数行にわたる場合は、被告人に有罪認定されたと推定されるため、枠全体をマスキングする。

※2 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による
(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。)。

(別紙7)
刑事抗告等事件簿マスキング例

平成〇〇年(く)

(表面)
裏面記載省略

事件番号		794	795	796
受付		○・○・○	○・○・○	○・○・○
申立人等		檢被弁付法少 ○○○○	檢被弁付法少 ○○○○	檢被弁付法少 ○○○○
事件名		保釈許可決定に対する抗告の申立て	保釈請求却下決定に対する抗告の申立て	第一種少年院送致決定に対する抗告の申立て
被告人等		○○○○	○○○○	
原 裁判所		○○家○○支 簡	○○家支 簡	○○家支 簡
事件番号		〇〇(む) 1192	〇〇(む) 894	〇〇(少) 710
審 終局 結果		○・○・○ 決定 ○・○・○ 申立 ○・○・○ 意見	○・○・○ 決定 ○・○・○ 申立 ○・○・○ 意見	○・○・○ 決定 ○・○・○ 申立 ○・○・○ 意見
終局		○・○・○	○・○・○	○・○・○
結果		棄却	棄却	棄却
特別抗告申立て			○・○・○	
記録送付			○・○・○	
特別 審 抗 告 等 事 件 簿	終局 結果		○・○・○ 棄却	
上訴審から記録返還			2冊 ○・○・○	
原審に記録返還		1冊 ○・○・○	2冊 ○・○・○	3冊 ○・○・○
備考		平成〇年〇月〇日 検察官に通知	平成〇年〇月〇日 検察官に通知	
担当部	受領印	6	印※	7
				8
				印※

※ 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による
(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。)

(く
け
・
秩
ほ
・
秩
へ)

(別紙8)
刑事等雑事件簿マスキング例

平成〇〇年(む)

(表面)

裏面記載省略

事件番号		32		33		34	
受付		○・○・○		○・○・○		○・○・○	
請求者等		検被弁 ○○○○		検被弁 ○○○○		検被弁 ○○○○	
事件名		保釈請求		保釈請求		保釈許可決定	
基本事件	事件番号	〇〇(わ) 61		〇〇(わ) 125		〇〇(わ) 89	
	被告人 少 被 疑 者 対 象 者	○○○○		○○○○		○○○○	
終局		○・○・○		○・○・○		○・○・○	
結果		許可決定		保釈請求却下		棄却	
不服申立て		抗異準	検被弁	抗異準	検被弁 ○・○・○	抗異準	検被弁
記録送付				○・○・○			
上訴審 結果	終局			○・○・○			
	結果			棄却			
上訴審からの記録返還				○・○・○			
検察庁等に記録送付							
保存	完結						
	終期						
	記録廃棄						
備考		身柄引受書、誓約書、 平成〇年〇月〇日 保証金150万円		平成〇年〇月〇日 高裁より記録受領 (第一審記録第三分類編てつ)			
担当部	受領印	1	印※	2	印※	3	印※

※ 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による
(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。)。

(ぬ・こ・な・え・や・る・む・て・少・口・少・ホ・医・に)

(別紙9)

平成〇年(つ)第7号(付審判請求)

平成22年11月22日

〇〇地方裁判所刑事第〇部 御中

〇〇地方検察庁

検察事務官 ○ ○ ○ ○ (印)
※

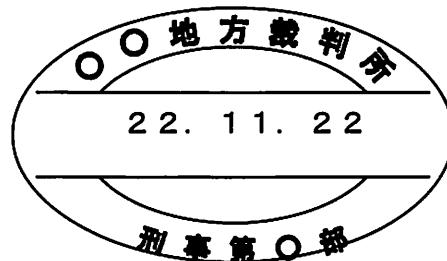
受 領 書

書類の名称 不起訴裁定書

罪名 公務員職権濫用

被疑者名 ○ ○ ○ ○ ほか 8名

冊数 1冊



※ 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による
(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。)。

(別紙10)

平成〇年(つ)第7号(付審判請求)

平成22年11月22日

〇〇地方検察庁 御中

捜査記録等返還書

書類の名称 不起訴裁定書

罪名 公務員職権濫用

被疑者名 ○ ○ ○ ○ ほか 8名

冊数 1冊

〇〇地方裁判所刑事第〇部

裁判所書記官

○ ○ ○

書記官

印

上記記録の返還を受けました。

平成〇年〇月〇日

〇〇地方検察庁

検察事務官

○ ○ ○ ○

印

※

※ 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による
(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。)。

(別紙11)

第●号法廷(●階)開廷表

平成〇〇年〇〇月〇〇日 ○曜日

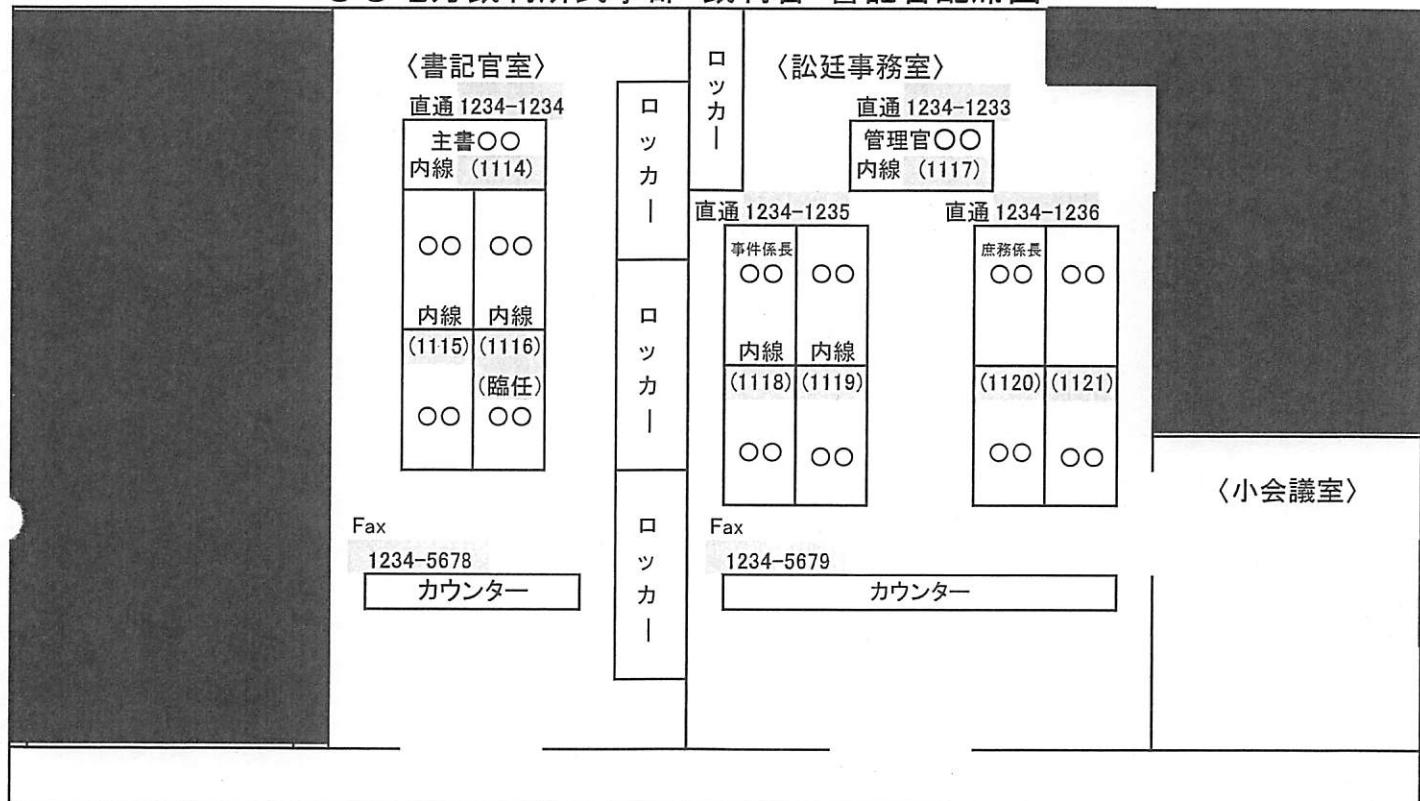
開始／終了 ／予定	事件番号／事件名	当事者	代理人	担当
10:00	平成28年(ワ)第××号	〇〇 〇〇	隼 三郎	民事部△係
10:15			※ 弁護士	裁判官 〇〇〇〇
第1回弁論	不当利得返還請求事件	〇〇 〇〇 外		書記官 ○ ○〇
10:00	平成28年(ワ)第×号	株式会社△△△	和光 太郎	民事部△係
10:15			※ 支配人	裁判官 〇〇〇〇
弁論	売買代金等請求事件	株式会社××× 外		書記官 ○ ○〇
10:30	平成27年(ワ)第××号	独立行政法人◇◇◇◇		民事部△係
11:00				裁判官 〇〇〇〇
弁論	建物明渡請求事件	〇〇 〇〇		書記官 ○ ○〇
11:00	平成27年(ワ)第××号	〇〇 〇〇		民事部△係
11:30				裁判官 〇〇〇〇
弁論	損害賠償請求事件	国	霞関 五郎	書記官 ○ ○〇
			※ 指定代理人	
13:15	平成27年(ワ)第××号	破産者〇〇〇破産管財		民事部△係
13:30		人〇〇〇〇		裁判官 〇〇〇〇
弁論	売買代金請求事件	株式会社▽▽▽		書記官 ○ ○〇

(別紙12)
配席図マスキング例

代表1234-1111

平成〇年〇月〇日現在

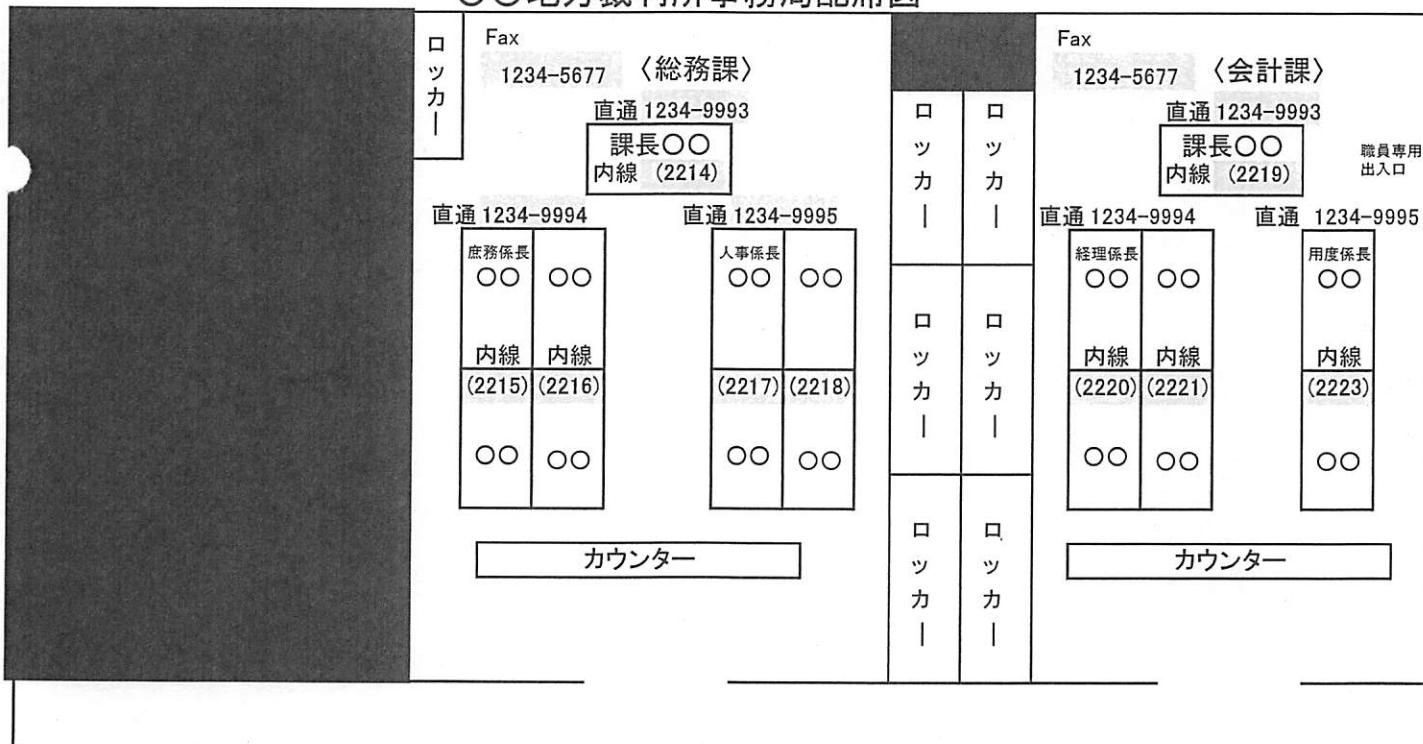
〇〇地方裁判所民事部・裁判官・書記官配席図



代表1234-1111

平成〇年〇月〇日現在

〇〇地方裁判所事務局配席図



○○○○裁判所職員配置表

代表 01-9999-1111

(平成○○年○○月○○日現在)

所長	○ ○ ○ ○	DI 1235	内線 1234
部・開廷等	裁判官	内線	書記官等
第1部	総 ○ ○ ○ ○	4001 主書	○ ○ ○ ○ 4004
	○ ○ ○ ○	4002 書	○ ○ ○ ○ 4005
DI 1236	○ ○ ○ ○	4003 事	○ ○ ○ ○ 4006
fax 8888-1234	(○○○○)	留学中	書 [REDACTED] ○ ○ ○ ○
第2部	総 ○ ○ ○ ○	4011 主書	○ ○ ○ ○ 4015
	○ ○ ○ ○	4012 書	○ ○ ○ ○ 4016
DI 1237	○ ○ ○ ○	4013 書 [REDACTED]	○ ○ ○ ○ 4017
fax 8888-1235	○ ○ ○ ○	4014 事	○ ○ ○ ○ 4018
第3部	総 ○ ○ ○ ○	【氏名】【官職】【総研入所中の表示】【セクハラ相談員】	
	○ ○ ○ ○	個人識別情報であるが、公表慣行があるので開示	
DI 1238	○ ○ ○ ○	4024 事 [REDACTED]	○ ○ ○ ○ 4029
fax 8888-1236	○ ○ ○ ○	4025 事 [REDACTED]	○ ○ ○ ○ 4030
第4部	総 ○ ○ ○ ○	4031 主書	○ ○ ○ ○ 4035
			○ ○ ○ ○ 4036
DI 1239			○ ○ ○ ○ 4037
fax 8888-1237			
第5部	総 ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ 4045
	○ ○ ○ ○		4046
DI 1240	○ ○ ○ ○	4043 書	○ ○ ○ ○ 4047
fax 8888-1238	○ ○ ○ ○	4044 事	○ ○ ○ ○ 4048

【公表していない電話番号、内線番号、FAX番号】
 → 個人識別情報・事務支障情報に該当し、不開示

民事訟廷		fax 8888-0123
首席書記官	○ ○ ○ ○	DI 2109 内線 2236
次席書記官	○ ○ ○ ○	DI 2110 内線 2237
次席書記官	○ ○ ○ ○	DI 2111 内線 2238
訟廷管理官	○ ○ ○ ○	DI 2112 内線 2239
訟廷副管理官	○ ○ ○ ○	
(セクハラ相談員)		
部署	書記官等	内線
庶務係	係長	○ ○ ○ ○ 2221
DI 2210	書	○ ○ ○ ○ 2222
	調	○ ○ ○ ○ 2223
事件係	係長	○ ○ ○ ○ 2224
DI 2211	書	○ ○ ○ ○ 2225
	書	○ ○ ○ ○ 2226
	書	○ ○ ○ ○ 2227
総研入所者	○○○○	2230
	○○○○	2231
	○○○○	2232
	書 [REDACTED] ○ ○ ○ ○	2233
	書 [REDACTED] ○ ○ ○ ○	2234

→ 個人識別情報に該当し、不開示

→ 個人識別情報であり、法5条1号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当せず、不開示

「ダイヤルイン（DI）」の数字は、01-9999-【○○○○】の【 】内を示す

※【公表している電話番号、内線番号、FAX番号】
 個人識別情報であっても、公表慣行があるので開示。
 事務支障情報にも該当しない。

※マスキング例であり、[REDACTED] 特定の部署の欄に記載することを推奨するものではない。

(別紙14)

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇様

〇〇裁判所長（長官） 〇〇〇〇

司法行政文書の開示についての通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け（同月〇〇日受付）で申出のありました司法行政文書の開示については、下記1の内容を下記3の方法で情報提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報

職員録（平成〇〇年用）抜粋（片面で〇枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の情報には、個人識別情報（住所及び電話番号）及び公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 提供の実施方法等

（1）実施の方法

1の各情報については、閲覧及び謄写ができます。

（2）閲覧の場所

〇〇裁判所事務局総務課

（3）提供実施の期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から同年〇〇月〇〇日まで（土、日、祝日を除く。）の午前〇時から午後〇時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

ただし、謄写する場合の謄写室利用時間は午後〇時〇〇分まで

担当課 総務課 電話〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇（直通）

(別紙15)

○○地方裁判所

〒111-2222 ○○市○○3-4-5
012-345-6789 代表
345-9876 所長室
345-6798 局長室

所長判事

○○○○

〒111-1111 ○○市○○町1-1-1

011-1111-1111

判事

○○○○

〒111-2222 ○○市○○3-4-5

012-345-6789

判事

○○○○

〒111-2222 ○○市○○3-4-5

012-345-6789

判事

○○○○

〒111-2222 ○○市○○3-4-5

012-345-6789

判事補

○○○○

〒111-2222 ○○市○○3-4-5

012-345-6789

民 事 部

民事首席書記官

○○○○

〒111-2222 ○○市○○3-4-5

012-345-6789

民事次席書記官

○○○○

〒111-2222 ○○市○○3-4-5

012-345-6789

民事訟廷管理官

○○○○

〒111-2222 ○○市○○3-4-5

012-345-6789

主任書記官

○○○○

〒111-2222 ○○市○○3-4-5

012-345-6789

主任書記官

○○○○

〒111-2222 ○○市○○3-4-5

012-345-6789

庶務係長

○○○○

〒111-2222 ○○市○○3-4-5

012-345-6789

事件係長兼記録係長

○○○○

〒111-2222 ○○市○○3-4-5

012-345-6789

書記官

○○○○

〒111-2222 ○○市○○3-4-5

012-345-6789

書記官

○○○○

〒111-2222 ○○市○○3-4-5

012-345-6789

書記官

○○○○

〒111-2222 ○○市○○3-4-5

012-345-6789

事務官 ○○○○○・○○○○○
○○○○○

刑 事 部

刑事首席書記官 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

刑事次席書記官 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

刑事訟廷管理官 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

主任書記官 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

庶務係長 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

事件係長兼記録係長 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

書記官 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

書記官 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

書記官 ○○○○○・○○○○○
○○○○○

事務官 ○○○○○

事 務 局

局 長 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

次 長 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

総務課長 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

会計課長 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

資料課長 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

総務課課長補佐 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

会計課課長補佐 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

総務課専門職 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

庶務係長 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

文書係長 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

人事第一係長 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

人事第二係長 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

総務課課長補佐 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

会計課課長補佐 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

管理係長 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

経理係長 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

用度係長 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

共済組合係長 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

資料係長 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

総務課主任 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

会計課主任 ○○○○○
〒111-2222 ○○市○○3-4-5 012-345-6789

事務官 ○○○○○・○○○○○
○○○○○

○ ○ 支 部

〒122-3333 ○○市○○9-8-7
011-234-5678 代表

支部長判事 ○○○○○
〒122-3333 ○○市○○9-8-7 011-234-5678

庶務課長 ○○○○○
〒122-3333 ○○市○○9-8-7 011-234-5678

主任書記官 ○○○○○
〒122-3333 ○○市○○9-8-7 011-234-5678

書記官 ○○○○○
〒122-3333 ○○市○○9-8-7 011-234-5678

書記官 ○○○○○
〒122-3333 ○○市○○9-8-7 011-234-5678

庶務係長 ○○○○○
〒122-3333 ○○市○○9-8-7 011-234-5678

庶務課主任 ○○○○○
〒122-3333 ○○市○○9-8-7 011-234-5678

○○簡易裁判所

〒123-1111 ○○市○○○○1-2-3
013-456-7890 代表

簡裁判事 ○○○○○
〒222-2222 ○○市○○町2-2-2 022-222-2222

庶務課長 ○○○○○
〒123-1111 ○○市○○○○1-2-3 013-456-7890

主任書記官 ○○○○○
〒123-1111 ○○市○○○○1-2-3 013-456-7890

書記官 ○○○○○
〒123-1111 ○○市○○○○1-2-3 013-456-7890

書記官 ○○○○○
〒123-1111 ○○市○○○○1-2-3 013-456-7890

書記官 ○○○○○
〒123-1111 ○○市○○○○1-2-3 013-456-7890

事務官 ○○○○○

平成〇〇年 出勤簿

所属厅
○○地方裁判所

氏名

○ ○ ○ ○

旅 費 概 精 算 請 求 書

第一号様式(甲)

支出官等 ○○地方裁判所長 ○○○○ 殿				請求者	所属部局課(又は所属団体)		官職(又は職業)		職務の級		氏 名		旅行命令権者印						
					○○地方裁判所		裁判所書記官		3		○○○○ 印		※		(印)※				
概 算 額				精 算 額		追 給 額				返 納 額									
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 貨				船 貨				航空貨	車 貨		日 当		宿泊料	
					路程	運賃	急行料金	特別車両 料金その他	計	路程	運賃	特別船 室料金		その他	計	定額	実費額	日 数	定額
○○○○	○○○ 鉄道	○○○	○○市		料 142.1	円 2,350	円 1,810		円 4,160		料	円 1,700		1	1,700	1	7,800		
○○○○	○○○ 鉄道	○○○			料 145.7	円 2,190	円 1,810		円 4,000					1	1,700				
合 計				287.8	4,540	3,620		8,160			料 円		2	3,400	1	7,800			
支 度 料		定 額	既 給 額	差 引 額	上記のとおり旅費を請求します。 平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日								資金前渡官吏		平成16年(ワ)第1234号 所在尋問、検証 直帰				
法第三十九条 の二の旅費																			

旅 行 命 依 令 賴 簿

No. 3

備考 旅行命令等を変更の場合には、朱書きすること

※ 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による（可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。）。

支出負擔行為即支出決定決議書

決 算 日		支出負担行為を確認する 官寄支出官		支出してよい 官寄支出官		□ 訂正決算書 通一括	
箇 発議年月日と同日		□ 所 長		□ 所長		□ 代行機関事務局長	
□		□ 代行機関事務局長		□ 代行機関会計課長		□ 代行機関会計課長	
所長	局長	次長	課長	補佐	係長	係員	係員 (入力者)
	印	印	印	印	印	印	印

10

整理番号	発議年月日	確認予定期月日	年度	負担官区分	相殺請求番号
00055555	00.00.00	00.00.00	00	00	

所 官	03	裁判所	
会 計	00000	一般会計	
部 局 等	010	裁判所	
項	020	下級裁判所	
目	091010	庁費	
目 の 細 分			
細 分	自動車維持費 (その他) 修繕料		
信 主	氏 名 名 は 称	00003600 マルマラン・トウシャ(カ) ○○○自動車 (株)	
	住 所	○○県○○市○○町1-2-3	
金 融	機 関	○○銀行	
	店 銀	○○出張所	
	普通預金	口座番号 12345678	金 額 1,2,345円
			外貨額
受 入 年 度 及 び 受 入 科 目 名			
負 担 区 分	01	通常	
支 出 决 定 区 分	01	通常	
支 払 方 法	3 振込	支 払 時 期	1 通常
精 算 額	円	最 終 表 示	未 精 算 額
分 任 官			

摘要 * 府用自動車 (30050100123456) コンビネーションメーター
等修理代金

局 課	
工 事	
仕 訳 区 分	
勘定科目(借方)	
勘定科目(貸方)	
予 算 事 項	006 裁判運営の充実に必要な経費
主要経費別分類	95 その他の事項経費

発送係 コード	内訳		関連番号	支払回数	略科目 コード	課税対象 表示	借主別支払実績	
	種別	件数					出力区分1	出力区分2
02					004911			
支払予定期		00.00.00	精算予定期					

国庫債務負担行為整理番号	設定年度
国庫債務事項	

※ 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による（可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。）。

鑑定人報酬 請求書

○○高等裁判所 御中者	請求 (フリガナ) 氏名	住所 ○○県○○市○○町1-2-3 マル マル マル マル ○ ○ ○ ○
平成○○年(う)第○○○号被告人○○○に対する殺人 被告事件について, 鑑定人報酬を請求します。		
平成○○年○○月○○日		
出頭年月日 平成 年 月 日		出頭場所
支給決定		
支給額 計 ￥500,000円		平成○○年○○月○○日 係官印
内 証	金額	事由
	円	日当日分
		鉄道賃自転車 至駅片道 往復分 キロメートル
		車賃・往復 キロメートル
		宿泊料 泊分
		急行料 鑑定人報酬
500,000		○○銀行 金庫・組合 ○○店
預金種別	普通 当座 通知 別設	支口座番号 ○○○○○○
振込年月日 平成 年 月 日		小切手番号 ○
前記の支給額を領収しました。 平成 年 月 日 氏名		
備考		

(注) 「支給決定」、「振込年月日」及び「小切手番号」は、裁判所職員が記載する。

※ 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする)。

通訊人報酬 請 求 書

○○高等裁判所		請求	住所 ○○県○○市○○町1-2-3	
		求 (フリガナ) マル マル マル マル	御中者 氏名 ○ ○ ○ ○	
印※				
平成○○年(う)第○○○○号被告人○○○○○に対する 建造物侵入、窃盗、 出入国管理及び難民認定法違反、窃盗 被告事件について、通訳人報酬を請求 します。				
平成○○年○○月○○日				
出頭年月日		出頭場所		
平成 年 月 日				
支給決定				
支給額 計 ¥ 9, 000 円		平成○○年○○月○○日 係官印		
内訳	金額	事由		
	円	日当	日分	
		鉄道賃自至	旅費片道 往復分	キロメートル
		車賃・往復	キロメートル	
		宿泊料	泊分	
	9, 000	通訳人報酬		
振込先金融機関名		○○銀行・金庫・組合 ○○支店		
預金種別	普通 通知、別段	口座番号 ○○○○○○		
振込年月日	平成 年 月 日	小切手番号	○	
前記の支給額を領收しました。 平成 年 月 日 氏名				
備考				

(注) 「支給決定」、「振込年月日」及び「小切手番号」は、裁判所職員が記載する。

お客様コードNo. 21100850

No.

平成〇〇年〇月〇日

○○地方裁判所 様

6

10

東京都千代田区〇〇〇

TEL:03-***** FAX:03-*****

振込先:○○銀行××支店(普)1234567

毎度ありがとうございます。

下記の通り請求ご請求申し上げます

(

締切分)

10

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	御買上額	今回御請求額	
				273,000	¥273,000	経理印

※ 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。)。

所長	事務局長	次長	会計課長	課長補佐	
印	※	印	※	印	※
開札経過調書					
件名	○○○の製造				
日時	平成○○年○月○○日 (月)			午後3時30分	
場所	○○地方裁判所中会議室				
予定価格(A)	調査基準価格	落札者の 入札書記載金額 (B)	落札金額 (C)	予定価格 との差額 (A)-(C)	
入札書記載金額 との比較金額	調査基準価格の 100/105に 相当する金額				
36,288,000円	21,772,800円	25,100,000円	税1,255,000円	9,933,000円	
(34,560,000円)	(20,736,000円)		26,355,000円		
参加業者名	第1回	第2回	第3回	備考	
株○○○○○○○	40,312,500円				
株○○○○○	25,100,000円			落札	
(有)○○	33,877,340円				
(開札立会者)					
	株○○○○○○○	○○ ○○			
	株○○○○○	○○ ○○			
	(有)○○	○○ ○○			
	会計課課長補佐	○○ ○○			
	会計課用度係長	○○ ○○			
	会計課用度係	○○ ○○			
起案 平成○○年○○月○○日 (月)			会計課用度係	印	※
落札率 72.63% 予定価格調書作成 平成○○年○○月○○日 (水)					
(経理係)	印	※	(管理係)	印	※

※ 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による
(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。)。

(別紙23)

名簿番号	所管裁判所名	所管裁判所コード	氏名	氏名 ふりがな	生年月日	性別	住所	所属裁判所 (1)	所属裁判所 (2)	規則71の 指定裁判所等	職業等	職業分類	職業細分類	最終職歴	新任等 任命年月日	指定事 件数	退職時 裁判所等	備考
1	〇〇	aa99	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	s.〇.〇.〇	男	〇〇市〇〇1-1-1	〇〇簡	〇〇地	本庁	大学教授(〇〇大学工学部建築学科)	4	ア		H10.8.1	8		
2	〇〇	aa99	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	s.〇.〇.〇	女	〇〇市〇〇2-2-2	〇〇簡	〇〇地	本庁	税理士(〇〇会計事務所)	3	イ		H8.10.1	5		
3	〇〇	aa99	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	s.〇.〇.〇	女	〇〇市〇〇3-3-3	〇〇簡	〇〇地	本庁	司法書士(〇〇司法書士事務所)	3	オ		H12.4.1	12		
4	〇〇	aa99	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	s.〇.〇.〇	男	〇〇市〇〇4-4-4	〇〇簡	〇〇地	本庁	無職	16		団体職員(〇〇県信用組合)	H20.4.1			
5	〇〇	aa99	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	s.〇.〇.〇	男	〇〇市〇〇5-5-5	〇〇簡	〇〇地	本庁	会社員(㈱〇〇〇)	9	ア		H22.4.1			
6	〇〇	aa99	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	s.〇.〇.〇	男	〇〇市〇〇6-6-6	〇〇簡	〇〇地	本庁	医療法人理事	8	イ		H22.4.1	5		
7	〇〇	aa99	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	s.〇.〇.〇	女	〇〇市〇〇7-7-7	〇〇簡	〇〇地	本庁	歯科医院事務	17			H22.10.1	10		
8	〇〇	aa99	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	s.〇.〇.〇	女	〇〇市〇〇8-8-8	〇〇簡	〇〇地	本庁	翻訳業	17			H16.4.1	5		
9	〇〇	aa99	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	s.〇.〇.〇	男	〇〇市〇〇9-9-9	〇〇簡	〇〇地	本庁	英語塾経営	17			H12.4.1	12		
10	〇〇	aa99	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	s.〇.〇.〇	女	〇〇市〇〇1-10-10	〇〇簡	〇〇地	本庁	普道教室教師	17			H20.4.1	10		
11	〇〇	aa99	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	s.〇.〇.〇	男	〇〇市〇〇1-11-11	〇〇簡	〇〇地	本庁	無職	16		公務員(〇〇市役所)	H22.10.1	11		
12	〇〇	aa99	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	s.〇.〇.〇	女	〇〇市〇〇1-12-12	〇〇簡	〇〇地	本庁	無職	16		教員(〇〇高等学校)	H22.4.1	7		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		
32																		
33																		

記載省略

(別紙24)

勞動審判員名簿

平成〇〇年〇月任命 労働審判員名簿【労働者側・〇〇地裁分】

発令年月日 平成〇〇年〇月〇日

推薦母体 日本労働組合総連合会

平成〇〇年〇月任命 労働審判員名簿【使用者側・〇〇地裁分】

卷首年月日：平成〇〇年〇月〇日

推體母体 (二社)日本精液固体混合会

(別紙25)

労働審判員名簿の「(8)職業等」欄、「(12)公職の経験の有無」欄、「(13)勤務先業種」欄及び「(21)再任者」欄における記載内容説明書

標記の欄に記載されている記号の意味は次のとおりである。

1 「(8)職業等」欄

- (1) 下表に従い、任命日現在かつ現実の職業（例えば、派遣社員の場合は派遣先の職業）を記号で記載している。
- (2) 同日現在、無職の者は、本欄には「I」を記載している。
- (3) 労働組合専従者については、在籍専従の場合は在籍している職業の記号を、離職専従の場合は「D」あるいは「E」を記載している。

記号	職業名	備考
A	会社役員	
B	会社員（正社員）	役員を除く。
C	会社員（正社員以外）	〃
D	団体役員	
E	団体職員（役員除く）	
F	個人事業主	法人格なし
G	国家公務員	
H	地方公務員	
I	無職	
J	その他	

2 「(12)公職の経験の有無」欄

下表に従い、公職の経験の有無を記号で記載している。

記号	公職名	備考
A	労働委員会委員（現）	中央、地方を含む。
B	労働委員会委員（元）	〃
C	調停委員（現）	民事、家事を含む。
D	調停委員（元）	〃
E	司法委員（現）	
F	司法委員（元）	
G	民生委員（現）	
H	民生委員（元）	
I	審議会委員（現）	
J	審議会委員（元）	
K	その他（現）	公職名を備考欄に記載
L	その他（元）	〃
M	経験なし	

3 「(13)勤務先業種」欄

- (1) 下表に従い、勤務先の業種を記号で記載している。
- (2) 無職の者は、退職時のものを記載している。
- (3) 在籍専従者は、在籍している勤務先の業種を記載している。
- (4) 離職専従者、労使の各業種別の団体職員等は、対応する企業等の業種を記載している。

記号	業種	備考
A	農業, 林業, 漁業	
B	鉱業	
C	建設業	
D	製造業	
E	電気, ガス, 熱供給, 水道業	
F	情報通信業	
G	運輸業	
H	卸売, 小売業	
I	金融, 保険業	
J	不動産業	
K	飲食店, 宿泊業	
L	医療, 福祉	
M	教育, 学習支援業	
N	サービス業	
O	公務	
P	その他 (複数)	複数業種の場合等
Q	その他 (その他)	業種を備考欄に記載

4 「(21)再任者」欄

再任者である場合には、「○」を記載している。

(別紙26)

平成〇〇年(△)第〇〇〇号等

裁判員候補者選定録

被 告 人 氏 名 ○ ○ ○ ○
被 告 事 件 名 殺人
選 定 日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時〇〇分
選 定 場 所 当裁判所
立 ち 会 っ た 檢 察 官 ○ ○ ○ ○
立 ち 会 っ た 弁 護 人 ○ ○ ○ ○
選定すべき裁判員候補者数 〇〇人
選 定 方 法 裁判員候補者名簿管理システムによる
選定された裁判員候補者 別添被選定者名簿のとおり
そ の 他 立ち会った検察官及び弁護人からは、異議などは出
されなかった。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所

(選定事務担当者 裁判員調整官 ○ ○ ○ ○ 

※

※ 印影のマスキング処理の方法については、印影に斜線を引く方法ではなく、印影全体をマスキングする方法による
(可能な限り印影の形状に沿った形でマスクする。)。

被選心者名簿

平成〇〇年(△)第 〇〇〇号

情報公開（司法行政文書開示）手続に初めて携わる方へ

◆情報公開（司法行政文書開示）手続とは

開示申出時点（①）において、裁判所が保有する司法行政文書（②）を、あるがままの状態で開示する（③）手続

① 開示対象文書の時的基準

開示対象となるのは、原則として、開示申出時点で保有している文書である（法2条2項柱書参照）。
→6頁総論編4「開示対象文書の時的基準」参照

② 司法行政文書

司法行政文書とは、「裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているもの」をいう（取扱要綱記第1）。

→1頁総論編1「司法行政文書」参照

③ 開示の方法

原則として、司法行政文書そのものを、あるがままの状態で開示すれば足りる。

もっとも、司法行政文書そのものよりも、そこに記録された情報を整理し、開示申出の趣旨に沿つた情報の形にして提供する方が、開示申出人にとっても有用で、その目的に沿う内容となる場合には、「開示に代わる情報の提供」を行うこともできる（取扱要綱記第10の2）。

→30頁総論編12「開示に代わる情報の提供と便宜供与としての情報提供」参照

◆主な不開示情報（マスキングを要する情報）（取扱要綱記第2の2）

① 個人識別情報（法5条1号参照）

具体例：個人の氏名、生年月日

→10頁総論編6「法5条1号の不開示情報について」参照

② 法人等の利益侵害情報（法5条2号イ参照）、事務支障情報（法5条6号参照）

具体例：法人等の印影（2号イ）、裁判所内のメーリングリストのアドレス（6号）、入札経過調書や開札経過調書中の「予定価格」（6号ロ）

→17頁総論編7「法5条2号から6号までの不開示情報について」参照

◆グローマー拒否（存否応答拒否）とは

開示の申出があった司法行政文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、当該司法行政文書の存否を明らかにしないで、開示しないことができる（取扱要綱記第5、法8条参照）。

具体例：「私が被告となっている民事事件に関して作成された司法行政文書の開示を求める。」との申出への対応

（※不開示である旨を回答するだけで、申出人の個人識別情報を開示することとなるため。）

→20頁総論編8「グローマー拒否」参照

※ 保有個人情報開示手続であれば、申出人本人に係る情報を開示できる場合があるため、申出人本人に係る情報の開示に関する相談を受けたときは、保有個人情報開示手続の教示を行うことが適切である場合がある。

窓口において想定される質問事項について

Q1 司法行政文書開示手続の際に、必要なものは何か。

A1 開示申出書の提出が必要です。

開示申出書には、①開示申出人の氏名及び連絡先、②開示を申し出る司法行政文書の名称等司法行政文書を特定するに足りる事項を記載し、開示を申し出る裁判所の総務課（最高裁においては秘書課）に提出してください（取扱要綱記第7の1、第6）。

開示申出書の書式は、裁判所のウェブサイトにも掲載しています。

Q2 開示してほしい文書の名称が分からぬときには、どうすればいいか。

A2 必ずしも文書の正式な名称を記載していただく必要はありませんが、申出をされる文書と他の文書が区別できるように、記録されている情報の概要、作成時期等の情報を適宜組み合わせて、できるだけ具体的に記載してください。

また、申出をされた後でも、職員が対象文書の特定のために必要な情報をお尋ねする場合があります。

→4頁総論編3「開示対象文書の特定」参照

Q3 司法行政文書開示手続にかかる費用を知りたい。

A3 司法行政文書開示手続では、手数料を徴収することはしていません。ただし、対象文書の写しを求める場合は、コピー代等の実費をお支払いいただくことになります。

→29頁総論編11「開示の実施等について」参照

Q4 司法行政文書の開示の申出をした場合、すぐに開示してもらえるか。

A4 原則として30日以内に開示・不開示の判断を行いますが、文書の探索や不開示部分の検討などに時間を要する場合には、さらにお時間をいただく場合があります。その場合は、開示期限の延長のお知らせをします。

Q5 開示はどのような形で行われるのか。

A5 対象文書の閲覧又は贈写をすることができます。

なお、電磁的記録について、USBメモリ等の記録媒体への複写はできませんので、予めご了承ください。

→29頁総論編11「開示の実施等について」参照

Q6 司法行政文書の開示の申出を行えば、裁判所が保有している情報を整理して開示してもらえるのか。

A6 司法行政文書開示手続は、裁判所が保有する司法行政文書を、あるがままの状態で開示する手続であり、裁判所が保有する情報を整理してご提供する手続ではありませんので、必ずしもご要望にはお応えできない場合があります。

→30頁総論編12「開示に代わる情報の提供と便宜供与としての情報提供」参照

Q7 訴訟記録について、司法行政文書開示手続を行いたい。

A7 司法行政文書開示手続の対象となるのは、裁判所が保有する司法行政事務に関する文書（司法行政文書）ですので、裁判事務に関する文書である訴訟記録については、対象となりません。

→1頁総論編1「司法行政文書」参照

なお、訴訟記録については、訴訟法による閲覧・謄写ができるものもあります。詳細については、訟廷事務室職員がご説明します。

Q8 司法行政文書開示手続により、私に関する訴訟事件についての司法行政文書を開示してもらえるのか。

A8 あなた自身に関する情報の開示をお求めの場合は、司法行政文書開示手続よりも、保有個人情報開示手続の方が適切な場合があります。

→20頁総論編8「グローマー拒否」参照

ただし、保有個人情報開示手続によっても、刑事事件や少年の保護事件に係る裁判等に関する情報については、高度のプライバシーに係る情報であるため、開示できません（平成27年7月1日から実施の「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」記第9の1、行政機関個人情報保護法45条1項参照）。

保有個人情報の開示申出には、開示申出書を提出していただくほか、免許証等の本人確認書類の提示・提出をしていただく必要があります。

* 司法行政文書開示手続フローチャート * (※1)

